

令和7年7月29日（火）

第1回岡山県消費生活懇談会

<資料1>

第4次岡山県消費生活基本計画に係る施策の取組状況等

- ・ 重点施策の取組状況 1
- ・ 重点施策目標項目の進捗状況 3

[資 料]

- ・ 県内の消費生活相談体制の状況 4
- ・ 地域における見守りネットワークの構築について 5
- ・ 令和7年度 見守り力アップ講座 6
- ・ 令和7年度 消費者被害防止広報啓発事業について 8
- ・ 第4次岡山県消費生活基本計画に係る施策（取組）一覧 10

第4次岡山県消費生活基本計画に係る《重点施策》の取組状況 (R6 年度)

重点施策	主な施策	取組状況等
施策1 消費者被害の 防止 消費者に身近な市町村で消費生活相談が適切に対応できる体制づくりを支援する。 また、消費生活上特に配慮を要する高齢者や障害のある人等に対して、それぞれの特性を踏まえたきめ細かな対策を行う。	市町村相談体制充実への支援	◎地方消費者行政推進交付金等を活用した体制整備の支援 ・市町村での消費生活センターの設置 … 10市 (R5 同左) ・市町村での消費生活相談員の配置 … 18市町 (R5 同左) ・市町村での定期相談日の設定 … 5市町 (R5 同左) ・市町村へのPIO-NET※の設置 … 17市町 (R5 : 20市町) ◎県消費生活センターで消費生活相談研修等を実施 ・初任者研修、レベルアップ研修 R6 : 5回 218人 (R5 : 4回 114人) ・市町村相談員の実地研修受入れ R6 : 実績なし (R5 : 実績なし) ◎市町村の消費生活相談窓口への専門機関による巡回指導を実施 R6 : 3市町 (R5 : 2市町) ※PIO-NET(パイオネット); 国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情等の相談情報の収集を行うシステム
	地域の見守りネットワーク構築の促進	福祉部門と連携した「消費者安全確保地域協議会」(見守りネットワーク)の構築促進 ・県内の協議会設置状況 R6 : 5市 (R5 : 5市) 岡山市、浅口市、井原市、笠岡市、真庭市 ・「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワークに関する研修会)の開催 R6 : オンライン併用1回 28人 (R5 : 1回) ・見守り力アップ講座開催(地域の見守り活動人材の養成) R6 : 15回 383人 (R5 : 15回 530人)
	障害のある人に配慮した教材開発・講座の実施等	障害のある人の消費者教育や相談支援を推進し、安全安心な消費生活を守るため、関係機関との連携を強化するネットワークづくりを推進した。 ・障害者団体、支援機関、特別支援学校、大学、市町村等登録団体に対し、継続的に情報提供を行った。R6 : 4回 (R5 : 3回) ・大学生の協力により、障害のある人等の支援者向けの消費者教育教材「大事なお金のつかいかた ヒント集」を制作した。

重点施策	主な施策	取組状況等
施策2 ライフステージに応じた消費者教育の実施 年齢、性別、障害の有無のほか、消費生活に関する知識の量や情報通信機器の利用状況など消費者の特性に配慮しつつ、生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じた学びの機会を提供できるよう取り組む。	幅広い層への消費者啓発講座等の実施促進	消費者啓発セミナー等による被害防止の啓発 ・県内全域、幅広い対象（町内会、公民館、老人会、生徒・学生、職場等）で出前講座を実施 R6：90回 5,682人（R5：79回 4,953人） （上記のうちボランティア講師派遣事業 R6：22回 706人参加（R5：30回 1,065人参加）） ・消費生活講座の開催 R6：4回 213人（R5：4回 216人）
	消費者教育コーディネーターの配置	消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーター（H26～、1名）を配置し、多様な主体と連携・協働しながらライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進する。
	地域の見守り力の向上	・見守り力アップ講座開催（地域の見守り活動人材の養成） R6：15回 383人（R5：15回 530人）[再掲]
施策3 若年者への消費者教育の推進 民法の成年年齢引下げに向けて、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、学校等における実践的な消費者教育を推進する。	学校教育等における実践的な教材を活用した授業等の普及促進	・消費者庁作成の教材「社会への扉」等の活用促進 R6 実践的な消費者教育教材を活用した授業等を実施する公立の高等学校等の割合 R6：98.5%（R5：87.9%） ・発達段階別消費者教育教材を活用した授業等の推進 消費者啓発セミナー（幼児～高校生向け） R6：32回 3,279人（R5：26回 3,171人）
	若年者への消費者教育を担う教員等への研修の実施充実	・教員向け消費者教育講座 R6：1回 10人（R5：1回 10人） ・消費者啓発セミナー（教職員向け） R6：2回 50人（R5：9回 307人）
	学校・大学における消費者啓発セミナー等の実施促進	県消費生活センター講師を派遣し、啓発講座を実施 ・消費者啓発セミナー（生徒・学生向け） R6：36回 4,184人（R5：34回 3,667人）

第4次岡山県消費生活基本計画における重点施策目標値の進捗状況

計画期間：令和3年度～令和7年度

重点施策	目標項目	計画策定時 (R2)	進捗状況	目標値 (R7)
1 消費者被害の防止	消費生活センターの 設置市町村の人口カ バー率	85.1% 〔県毎月流動人口 調査 (R2.7.1)〕	85.9% 〔県毎月流動人口 調査 (R7.6.1)〕	90.0%
	消費生活相談員を配 置する市町村数	18 市町	17 市町 (R7.4.1)	27 市町村
	消費者ホットライン 188の認知度 (「言葉も内容も知 っている」)	15.8% 〔R2.6月 県民意識調査〕	17.9% 〔R6.10月 県民意識調査〕	30%
	「消費者安全確保地 域協議会」*1を設置 した市町村の数	4 市	5 市 (R7.4.1)	10 市町村
2 ライフス テージに 応じた消 費者教育 の実施	消費者啓発セミナー 受講者数 (5年累計)	32,711 人 (H27～R 元累計)	17,231 人 (R3～R6 累計)	35,000 人 (R3～R7 累計)
	見守り力アップ講座 受講者数 (5年累計)	2,000 人 (5年間の累計)	1,650 人 (R3～R6 累計)	2,200 人 (R3～R7 累計)
3 若年者へ の消費者 教育の 推進	実践的な消費者教育 教材*2を活用した授 業等を実施する公立 の高等学校等の割合	98.4% (R3.3月調査)	98.5% (R7.3月調査)	100%

*1 高齢者等の消費者被害防止や被害の早期発見のために、地域の福祉関係者、事業者、警察等が連携して、必要な情報交換、見守り活動等を行う組織（消費者安全法に規定）

*2 「社会への扉」（消費者庁作成）、「発達段階別消費者教育教材」・「障害のある人向けの消費者教育教材」（県作成）、DVD、チラシ、新聞、外部講師による出前講座等

県内の消費生活相談体制の状況(R7.4.1現在)

1 県消費生活センターの状況

区 分	設置年月	相談員数（人）	PIO-NET配備
県消費生活センター	S45. 4	13	○
(津山分室)	S49. 1	2	○
計		15人	

2 市町村の状況

(1) 消費生活に関する相談窓口 …… ※全市町村に設置

(2) 消費生活センター設置・消費生活相談員配置・PIO-NET配備の状況

区分	市町村名	センター設置年月	相談員配置	PIO-NET配備
消費生活センター設置	岡 山 市	H9. 4	○	○
	倉 敷 市	H13. 4	○	○
	津 山 市	H18. 4	○	○
	笠 岡 市	H22. 4	○	○
	井 原 市	H27. 6	○	○
	総 社 市	H29. 1	○	○
	瀬 戸 内 市	H30. 1	○	○
	赤 磐 市	H29. 4	○	○
	真 庭 市	H23. 7	○	○
	浅 口 市	H23. 4	○	○
	計（10市）		10	10
消費生活センター未設置	備 前 市	—	○	○
	早 島 町	—	○	○
	計（2市町）		2	2
	玉 野 市	—	○（月2回）	○
	新 見 市	—	○（月1回）	○
	美 作 市	—	○（月1回）	—
	勝 央 町	—	○（月1回）	○
	吉備中央町	—	○（月2回）	—
	計（5市町）		5	3
	(10市町村)			
	高梁市、和気町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町	—	—	里庄町、鏡野町（2市町）
	合 計	10市	17市町	17市町

※ PIO-NET(パイオネット): 国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費者から消費生活センター等に寄せられる消費生活に関する苦情等の相談情報の収集を行うシステム。

地域における見守りネットワークの構築について

○消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）について

高齢者等の消費者被害防止や被害の早期発見のために、地域の福祉関係者、事業者、警察等が連携して、必要な情報交換、見守り活動等を行う組織（消費者安全法に規定）

○第4次岡山県消費生活基本計画（R3年度～R7年度）における目標値

『消費者安全確保地域協議会』を設置した市町村の数 R2年度 4市 → R7年度 10市町村

○県内の協議会設置状況 5市（R7.3月末現在）

地 区	設置時期	設 置 形 態
岡山市 (五城学区) (福渡学区) (御津南学区) (御津学区)	H28.9.16 R4.5.26 R5.6.20 R6.4.19	小学校区・地区単位で、各種地域団体が連携して安全で安心な地域づくりを推進する「安全・安心ネットワーク（高齢者福祉関係を含む）」の枠組みを生かして設立
浅口市 (全 域)	H29.5.30	既設の高齢者虐待等防止協議会を消費者安全確保地域協議会に位置付ける形で設立
井原市 (全 域)	R2.4.1	既設の高齢者権利擁護推進会議を消費者安全確保地域協議会に位置付ける形で設立
笠岡市 (全 域)	R2.11.1	既設の地域ケア会議（介護保険関係）を消費者安全確保地域協議会に位置付ける形で設立
真庭市 (全 域)	R5.4.1	成年後見制度の「権利擁護推進会議」と消費者安全確保地域協議会の機能を併せ持つ会議体を設立

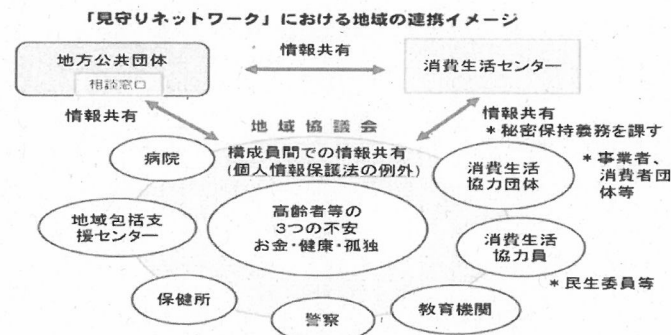
※全国の協議会設置状況：542 協議会（R7(2025)年3月末現在）

○協議会の概要

協議会の役割 … 構成員間での必要な情報交換、協議

構成員の役割 … 消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守り、必要な取組を実施

構成員の例 ・地方公共団体の機関（消費生活センター等）
・医療・福祉関係（病院、地域包括支援センター民生委員・児童委員等）
・警察・司法関係（法テラス、弁護士、司法書士等）
・教育関係（教育委員会等）
・事業者関係（商店街、コンビニ、生協、農協、宅配事業者、金融機関等）
・消費者団体、町内会等の地縁団体、ボランティア



○協議会設置のメリット

- ・地域の関係機関の連携強化が図られ、地域の様々な問題解決がスムーズになる。
- ・見守り活動に必要な情報を協議会の構成員で効果的に共有することができる。
※個人情報を含め共有を図るための法的根拠ができる。（消費者安全法第11条の4）
- ・見守りのネットワークが安定的なものとなり、活動を効果的に継続しやすくなる。
- ・住民のつながりが強い地域としてアピールでき、悪質業者に対する抑止につながる。

○設置に向けた県のサポート

- ・研修会の開催や担当職員が地域に出向いてネットワークづくりをサポートする。
- ・地域の関係者の見守り力アップのための出前講座を開催する。

地域みんなで「見守り力」を高めていきましょう。

多発する悪質で巧妙な高齢者等への消費者被害を防ぐためには、地域の見守り活動が求められています。

日ごろ、高齢者等に接している地域の団体や福祉関係の団体の皆さん、みんなで地域の「見守り力」をアップするため、見守り活動のポイントなどを学びませんか。



講座の内容

最新の消費者被害の情報



高齢者等への声掛けと気配り



見守る側の気づきと対処法



見守り活動のすすめ方など



● 申込 原則20人以上

民生委員・
児童委員さん

ケアマネジャー・
ヘルパーさん

地域活動を
されている方など

● 時間 2時間程度

※人数や時間は、ご相談に応じます。お申込みは裏面へ。

見守り力アップ講座

高齢者の消費者トラブルを防ぐために

受講無料

見守り力アップ講座 応募方法

- ☐ 必要事項をご記入の上、原則として3週間前までに下記まで
ご一報ください。(ファックスまたはE-mail)
- ☐ 折り返し、こちらから連絡させていただきます。



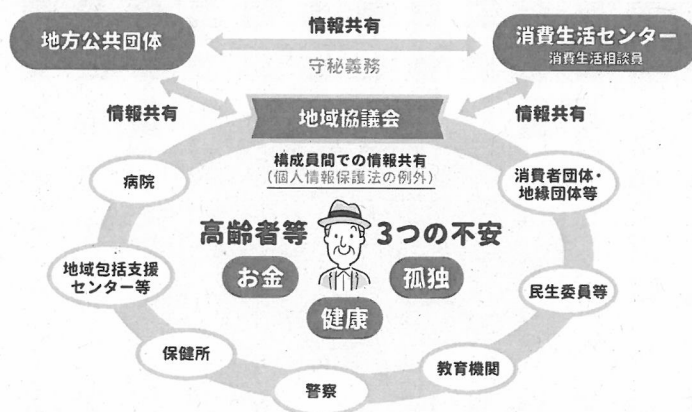
申込書

ご相談に応じますので、下記までお問い合わせください。

お申込日	20 年 月 日 ()		
開催日時 時間は講座自体の開始から終了までの時間をご記入ください。	第一希望 20 年 月 日 () : ~ :	第二希望 20 年 月 日 () : ~ :	
開催場所	会場名： 住所：	会場名： 住所：	
お申込団体		参加予定人数	名
ご連絡先	部署： お名前：	電話： E-mail：	

お寄せいただく個人情報は、この講座の目的以外へ使用することはありません。

見守りネットワークにおける地域の連携イメージ



- 受講後、ご希望の方に
見守り活動を支援するため、
「消費者ネットおかやま」から
情報を提供させていただきます。

応募・お問い合わせ・ご相談

受託団体 内閣総理大臣認定・適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

岡山市北区奉還町一丁目 7-7

TEL 086-230-1316 FAX 086-230-6880

E-mail npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp

見守り活動は、
こちらまで
どうぞ



<https://okayama-con.net>



消費者被害防止に向けた広報・啓発（くらし安全安心課）

1 令和7（2025）年度事業計画（案）

- ・ 悪質商法や特殊詐欺等による消費者被害は、高齢者を中心に後を絶たない状況にある。また、成年年齢引き下げ後、新成人など若年者への消費者被害の拡大も懸念されていることから、引き続き啓発活動を実施する。
- ・ SNSや県政広報資料等を活用し、消費者トラブルの注意喚起や身近な消費生活相談窓口を案内する消費者ホットライン（188）の周知を実施する。

2 令和6（2024）年度事業実績

（1）岡山県消費者トラブル防止動画・イラストコンテスト

「188（いやや）で悪質商法・特殊詐欺から自分や大切な人を守ろう！」をテーマに動画作品やイラスト作品を募集し、受賞した作品をWEB広告等で配信

- 募集期間 令和6年7月12日～10月4日
- 応募総数 94作品（動画部門31、イラスト部門63）
- 受賞作品 動画部門 5作品（最優秀賞1、優秀賞2、特別賞2）
イラスト部門 5作品（最優秀賞1、優秀賞2、特別賞2）

- 受賞作品WEB広告配信期間（動画部門のみ）

令和6年12月11日～令和7年2月28日

表示回数 4,302,536回（2月28日現在）

〈募集告知用ポスター〉



〈媒体別内訳〉

YouTube	2,584,059回
Instagram	537,397回
TikTok	1,069,021回
TVer	112,059回

- OHK 岡山放送フリースポットCM放送（最優秀賞のみ）

令和6年12月1日～令和6年12月31日、40本

〈動画部門受賞作品〉



〈イラスト部門受賞作品〉



(2) 啓発資材の提供

ア 対象 市町村及び岡山県消費生活問題研究協議会（県消協）が行う消費者被害防止のための啓発活動

イ 啓発資材の種類

① 啓発リーフレット・チラシ

- ・笑顔でくらす虎の巻～被害にあわない対応策教えます～
- ・若者のための消費者トラブル対処法 ～これだけは知っておこう～
- ・「消費者市民社会」ってなに？
- ・お待ちなすって！！それ！悪質商法かも！？
- ・気をつけて！悪質商法・詐欺のこんな手口

② 啓発グッズ

- ・ポケットティッシュ（動画コンテスト受賞作品活用）
- ・ポケットティッシュ
- ・救急絆創膏

③ のぼり（貸出し）

④ たすき（貸出し）

第4次消費生活基本計画に係る施策(取組)一覧

基本目標Ⅰ 消費者被害の防止・救済

【重点目標1】 消費者被害の防止

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	R6実績 (数値、もしくは取組 結果)	R7計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	備考
1 県消費生活センターの充実	1	消費生活相談の実施	県消費生活センターにおいて、消費者からの様々な消費生活に関する相談を受け付け、助言・情報提供や解決に向けたあつせん等を行います。	県民生活部消費生活センター	相談件数	7,000件	6,372件	7,000件	
	2	法律特別相談(弁護士相談)の実施	県消費生活センターで受けた消費生活相談のうち、専門的な法律知識が必要なケース等について、法律相談日を設けて弁護士による相談を行います。	県民生活部消費生活センター	相談件数	50件	17件	50件	
	3	相談事例研究会の開催	弁護士などの法律専門家を交えた相談事例研究会を定期的に開催し、事例の分析等を通じて、より良い解決方法などについて研究を行います。	県民生活部消費生活センター	開催回数	4回	4回	4回	
	4	全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の活用	消費生活センターで受け付けた相談情報を、国民生活センターのデータベース「全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)」に登録し、蓄積して、円滑な相談処理のために活用します。 また、蓄積された情報の分析等を行った上で、消費者への注意喚起や啓発等に活かします。	県民生活部消費生活センター	相談件数	7,000件	6,372件	7,000件	
	5	消費者啓発セミナーの実施	県内各地の各種の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、幅広い層(一般県民、高齢者、生徒・学生、教職員、保護者、職場等)に対して、その対象に応じた消費者被害防止のための啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	参加者数	85回 5,300人	90回 5,682人	95回 5,800人	再掲 40,46, 55,61, 65,69, 71
	6	消費生活講座の開催	県消費生活センターにおいて、一般消費者を対象に、年間回数、消費生活に役立つテーマで講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	4回 220人	4回 213人	4回 220人	再掲 44
	7	くらしの一日教室の開催	団体・グループを対象に、消費生活センターの施設見学と合わせて、消費者被害防止などの啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	4回 60人	1回 19人	4回 60人	再掲 45
	8	生活情報サロンでの情報提供	県消費生活センターの生活情報サロンに、消費者教育情報コーナーやビデオ・DVDライブラリーを設けて、各種の情報提供を行うとともに、リーフレット・教材・パネル等の提供・貸出等を行います。	県民生活部消費生活センター	利用者数	1,000人	573人	1,000人	再掲 98
2 市町村の相談体制充実への支援	9	市町村での消費生活相談体制の充実促進	市町村に消費生活センターの設置や消費生活相談員の配置を働きかけるとともに、新たに消費生活センターを設置する市町村等からの要請に応じて、県消費生活センターに研修生等を受け入れるなど必要なサポートを行います。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター		市町村からの要請に応じて、県消費生活センターに研修生等を受け入れる。	市町村からの研修生の受け入れ要請はなかった。	市町村からの要請に応じて、県消費生活センターに研修生等を受け入れる。	
	10	消費者被害防止行政連絡会議(市町村担当者会議)の開催	住民に身近な市町村に、消費者被害防止等の第一線としての役割を果たしてもらえよう、市町村の担当職員等を集めた行政連絡会議を開催し、緊密な連携のための情報の共有等を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	参加市町村数	27市町村	19市町村	27市町村	
	11	市町村の消費生活相談員等への研修等の実施	県消費生活センターにおいて、「消費生活相談ガイドブック」を作成・配布するとともに、市町村の消費生活相談員及び担当行政職員を対象とした各種研修等(初任者研修、レベルアップ研修、事例研究会等)を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数 参加者数	4回 150人	5回 218人	4回 150人	
	12	消費生活相談巡回指導	市町村における相談体制の充実・強化のために、専門性を備えた指導員が巡回して、市町村の消費生活相談窓口の相談員及び担当職員等に対して、実地に相談業務に関する助言・指導等を行います。	県民生活部くらし安全安心課	実施市町村	5市町村	3市町	5市町村	
3 高齢者等の消費者被害を防止するための地域の見守りネットワーク構築の促進	13	地域の見守りネットワークづくりへの支援	地域の高齢者や障害のある人の消費者被害防止に向けて、市町村の消費者行政部門が中心となって、福祉部門や防犯部門等と連携したネットワークづくりが進められるよう、関係部門との情報意見交換会、見守り人材の養成講座、関係者による見守り活動の試行実施などを通じて、取組を支援します。 また、この見守りネットワークを、消費者安全法で制度化された消費者安全確保地域協議会として設置できるよう支援します。	県民生活部くらし安全安心課		見守り活動と連動した市町村の啓発活動や消費者安全確保地域協議会の設置を支援する。	消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)に関する研修会(R6.11月)と、設置に関する聞き取り(2市町)を実施した。	見守り活動と連動した市町村の啓発活動や消費者安全確保地域協議会の設置を支援する。	再掲 16

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
3 高齢者等の消費者被害を防止するための地域の見守りネットワーク構築の促進	14	見守り力アップ講座	地域の高齢者や障害のある人を消費者被害防止の面から見守る人材を養成するため、民生委員やホームヘルパーなどの福祉関係者や消費者団体関係者等を対象として、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者の効果的な連携方法などに関する講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	参加者数	480人	383人	480人	再掲 17,54, 74
4 障害のある人の支援ネットワーク構築の促進	15	障害のある人の安全安心な消費生活支援ネットワーク事業	消費者トラブルの防止など、地域で障害のある人の安全安心な消費生活を支えるため、消費生活センターと関係団体・支援機関等との連携・協働の下に、障害特性に配慮した消費者教育教材の開発や講座等に取り組みながら、消費生活相談を含む幅広い支援ネットワークの構築を目指します。 知的障害のある人に配慮して開発した教材(「毎日の生活で困ったとき、どうすればいいのかな? (社会生活授業パック)」)を活用した効果的な講座等を実施するとともに、聴覚障害・視覚障害のある人に配慮した教材を活用した講座等を実施します。	県民生活部くらし安全安心課消費生活センター		障害者団体等に対して継続的な情報提供を行うとともに、You Tubeによる消費者教育動画を配信する。また、障害のある人の特性に配慮した教材の利用、開発に取り組む。	障害者団体等に対して継続的な情報提供やYou Tubeによる消費者教育動画を配信した。また、障害のある方の特性に応じた消費者教育教材開発のための研究会を開催し「大事なお金のかいたヒント集」を作成した。	障害者団体等に対して継続的な情報提供を行うとともに、You Tubeによる消費者教育動画を配信する。また、障害のある人の特性に配慮した教材の利用、普及に取り組む。	再掲 53
	16	地域の見守りネットワークづくりへの支援(再掲)	地域の高齢者や障害のある人の消費者被害防止に向けて、市町村の消費者行政部門が中心となって、福祉部門や防犯部門等と連携したネットワークづくりが進められるよう、関係部門との情報意見交換会、見守り人材の養成講座、関係者による見守り活動の試行実施などを通じて、取組を支援します。 また、この見守りネットワークを、消費者安全法で制度化された消費者安全確保地域協議会として設置できるよう支援します。	県民生活部くらし安全安心課		見守り活動と連動した市町村の啓発活動や消費者安全確保地域協議会の設置を支援する。	消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)に関する研修会(R6.11月)と、設置に関する聞き取り(2市町)を実施した。	見守り活動と連動した市町村の啓発活動や消費者安全確保地域協議会の設置を支援する。	再掲 13
	17	見守り力アップ講座(再掲)	地域の高齢者や障害のある人を消費者被害防止の面から見守る人材を養成するため、民生委員やホームヘルパーなどの福祉関係者や消費者団体関係者等を対象として、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者の効果的な連携方法などに関する講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	参加者数	480人	383人	480人	再掲 14,54, 74
5 若年者の消費者被害防止	18	青少年のインターネットの適正な利用に係る普及啓発等の推進	岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例に基づき、関係機関と連携して、インターネットの適切な利用や、フィルタリングの活用など有害情報による青少年の被害防止を図るための知識の普及を図るとともに、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施します。	子ども・福祉部子ども家庭課		青少年がSNS等を通じて自身の裸の画像などを要求される被害(自撮り被害)を防止するための改正岡山県青少年健全育成条例が10月から施行となることから、関係機関への説明を丁寧に行い、周知を図る。 また、立入調査だけでなく、あらゆる機会を通じて、フィルタリング利用促進の啓発を行う。	青少年健全育成強調月間に併せて、街頭啓発(チラシ配り)を実施し、広報をした。7月に岡山県青少年健全育成条例を改正し、児童ポルノ等の要求行為を規制し、関係機関に周知した。関係機関と連携し、携帯電話販売店に対する立入調査を積極的実施した。	青少年にスマホ・インターネット利用に係る危険性や、フィルタリング等ペアレンタルコントロールの必要性を周知するため、効果的な啓発手法を検討し、実施する。 また、関係機関と連携し、携帯電話販売店に対する立入調査を積極的に実施する。	再掲 50
	19	青少年健全育成に向けた講師の派遣	スマートフォンやインターネット問題に詳しい専門家を、小中学生の保護者等が参加する研修会や講演会に派遣して、具体的な対応策等についての理解の促進を図ります。	子ども・福祉部子ども家庭課	派遣回数	30回	25回	30回	再掲 57,90
	20	非行防止教室	スマートフォン等の使用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、携帯電話事業者と協働して、小・中・高等学校等においてインターネットモラルの向上を目的とした非行防止教室を実施します。	警察本部少年課		インターネットの危険性を知らないまま子供たちがスマートフォン等を利用し、犯罪被害に遭うケースが後を絶たないことから、ネットに起因する犯罪被害の状況、フィルタリングやペアレンタルコントロールの重要性等を学ぶ教室を開催する。	非行防止教室(インターネットモラル向上)の開催回数 549回	インターネットの危険性を知らないまま子供たちがスマートフォン等を利用し、犯罪被害に遭うケースが後を絶たないことから、ネットに起因する犯罪被害の状況、フィルタリングやペアレンタルコントロールの重要性等を学ぶ教室を開催する。	再掲 58,91

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
5 若年者の消費者被害防止	21	「スマホ・ネットトラブルの対処法」(WEBサイト)	青少年の情報リテラシーの向上を図るため、「スマホ・ネットトラブルの対処法」(WEBサイト)を県のホームページに掲載して、未成年者が携帯電話やスマートフォンを使用する場合の危険性や注意点などの情報を提供し、家庭等で、それらの適正な使用について考え・学べるよう支援しています。	子ども・福祉部子ども家庭課		R5実施のインターネット広告の結果を検証し、より効果的な広報となるようにする。 また、市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)についてホームページを活用した注意喚起を行う。	薬物療法(オーバードーズを含む)、闇バイトの項目を追加し、内容の充実を図った。	子ども・保護者へ向けて、スマートフォン等利用時の危険性や注意点などの情報を提供し、広報啓発する。	再掲 59.92
	22	保護者等のスマホ・ネット問題への理解の促進	「知っていますか？スマホ・ネットのこと」「我が家のスマホ・ネットルールづくり」「『スマホ』購入虎の巻」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進します。	教育庁生涯学習課・人権教育・生徒指導課		(生涯学習課)PTA研修等を通して、保護者にスマホ等の利用に関する「家庭のルールづくり」の必要性を伝えるとともに、親育ち応援プログラム等の活用について、周知していく。 (人権教育・生徒指導課)啓発リーフレット等の活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進する。	(生涯学習課)PTA研修等において、スマホ等の利用に関する「家庭のルールづくり」の必要性を伝えるとともに、親育ち応援プログラム等を活用した研修実施を呼びかけ、スマホ等をテーマにしたプログラムの実施回数が増加した。 (人権教育・生徒指導課)啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進するとともに、利用時間制限等のペアレンタルコントロール機能の有効性やスマホの購入時の家庭のルールづくりなどを記載したチラシにより啓発を図った。その結果、ペアレンタルコントロールの利用、フィルタリングの設定をしている割合だけでなく、家庭のルールがあると答えた割合が全校種で増加している。	(生涯学習課)PTA研修等を通して、保護者にスマホ等の利用に関する「家庭のルールづくり」の必要性を伝えるとともに、親育ち応援プログラム等のリニューアルを行い、より活用しやすいプログラムとしていく。 (人権教育・生徒指導課)啓発リーフレット等の活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進する。	再掲 60.94
6 外国人の消費者トラブルの解決支援	23	在住外国人に対する多言語による生活相談、情報提供	岡山県外国人相談センターにおいて、在住外国人に対し、多言語による生活相談、情報提供を実施するとともに、専門的な相談については、関係機関や専門機関への取次ぎ等を実施しています。	県民生活部国際課		岡山県外国人相談センターにおいて、消費者トラブルを含む生活相談に多言語で対応します。	岡山県外国人相談センターにおける相談件数：1,074件	岡山県外国人相談センターにおいて、消費者トラブルを含む生活相談に多言語で対応します。	
	24	多言語コールセンターの設置	県内観光施設や宿泊施設等を対象に、24時間無休の多言語コールセンターを設置し、通訳・翻訳サービスを実施することにより、外国人旅行者との円滑なコミュニケーションを支援します。	産業労働部観光課		県内観光施設等に、映像通訳を含めコールセンターの利用を周知啓発する。	登録者数：389者(R7.3.31時点) 利用件数：通訳12件、翻訳364件	県内観光施設等に、映像通訳を含めコールセンターの利用を周知啓発する。	
7 消費者の権利擁護	25	地域包括支援センターによる高齢者の権利擁護事業の充実	高齢者の総合相談や権利擁護等の役割を担う市町村の地域包括支援センターにおいて、消費生活センター等との連携強化等も含めて、一層の機能の充実が図られるよう支援します。	子ども・福祉部部長寿社会課	相談件数	8,000件	集計中	—	
	26	市民後見人養成事業	認知症や一人暮らしの高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため市民後見人の候補者を養成する研修を実施します。	子ども・福祉部部長寿社会課	研修受講人数	130人	106人	130人	

【重点目標2】消費者被害からの救済

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 様々な被害からの救済	27	県・市町村等における消費生活相談への対応	県消費生活センターや各市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口において、消費者からの様々な消費生活に関する相談を受け付け、助言・情報提供や解決に向けたあっせん等を行っています。	県民生活部消費生活センター	相談件数	20,000件	17,225件	20,000件	
	28	多重債務者対策の推進	多重債務者対策協議会を設置し、多重債務相談体制の充実・強化など、関係機関・団体が連携して実効性のある多重債務者対策(ヤミ金融対策を含む。)を推進しています。	県民生活部くらし安全安心課	開催回数	1回	1回	1回	
	29	多重債務無料法律相談会の開催	岡山弁護士会及び岡山県司法書士会と協力して、多重債務に関する無料の法律相談会を実施します。	県民生活部くらし安全安心課	相談会開催回数	計画なし	0回 実施なし	計画なし	
	30	貸金業利用者相談の実施	貸金業者の業務の適正化を図り、資金需要者等の利益の保護を図るため、職員による無料相談(貸金業者の登録の有無の確認、違法な取立て行為、多重債務など)を実施します。	産業労働部経営支援課	相談件数	—	14	—	
	31	住宅リフォーム相談窓口の設置	市町村の住宅リフォーム相談窓口と、岡山県住宅リフォーム推進協議会が連携し、適切なリフォームの実施に向け、消費者への情報提供を行います。	土木部住宅課	相談件数	リフォーム推進協議会において、住宅リフォームに係る相談会等を開催する予定。	リフォーム推進協議会において、相談会等を開催し、26件の相談に対応した。	リフォーム推進協議会において、住宅リフォームに係る相談会等を開催する予定。	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 様々な被害からの救済	32	岡山県消費生活懇談会苦情処理部会の運営	消費者からの苦情申出のうち解決が困難なものについては、「岡山県消費生活懇談会苦情処理部会」において、あっせん・調停に付すことにより解決を目指します。	県民生活部くらし安全安心課	あっせん調停件数	-	0件	-	
	33	訴訟の援助制度の活用	消費者が、苦情処理委員会のあっせん又は調停によって解決されなかった等の要件を満たした消費者苦情に係る訴訟が起きたとき、訴訟に関する費用の貸付け、必要な資料の提供その他の援助を行います。	県民生活部くらし安全安心課	援助件数	-	0件	-	

基本目標Ⅱ 消費者教育の推進

【重点目標1】ライフステージに応じた消費者教育の実施

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 学校教育等での消費者教育の推進	34	消費者教育コーディネーターの配置	消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	消費者教育コーディネーター配置数	県消費生活センターに消費者教育コーディネーターを1名配置し、関係機関等と連携しながら、発達別消費者教育教材等を活用した研修の実施などに取り組む。また、障害のある人の特性に配慮した教材の利用、開発に取り組む。	県消費生活センターに消費者教育コーディネーターを1名配置し、関係機関等と連携しながら、発達別消費者教育教材等を活用した研修の実施などに取り組んだ。また、障害のある人の特性に配慮した教材の利用、開発に取り組んだ。	県消費生活センターに消費者教育コーディネーターを1名配置し、関係機関等と連携しながら、発達別消費者教育教材等を活用した研修の実施などに取り組む。	
	35	就学前段階での消費者教育	お店屋さんごっこや買い物ごっこなどの遊び等による買い物や生活経験等を通して、お金や物の価値、社会のルールやマナーの基礎を学習します。	教育庁義務教育課		県公立幼稚園長会等で消費者教育の推進を働き掛ける。	県公立幼稚園長会等で消費者教育の推進を働き掛けた。	県公立幼稚園長会等で消費者教育の推進を働き掛ける。	
	36	小学校段階での消費者教育	3・4学年の社会科で、地域の生産や販売に携わっている人々の動きを、5・6学年の家庭科で、身近な消費生活と環境について学習します。	教育庁義務教育課		研修講座等で消費者教育の推進を働き掛ける。	研修講座等で消費者教育の推進を働き掛けた。	研修講座等で消費者教育の推進を働き掛ける。	
	37	中学校段階での消費者教育	社会科(公民分野)では、国や地方公共団体が消費者政策を推進する役割を担っていることや、消費者の保護について、技術・家庭科(家庭分野)では、消費者の基本的な権利と責任について等を学習します。	教育庁義務教育課		研修講座等で消費者教育の推進を働き掛ける。	研修講座等で消費者教育の推進を働き掛けた。	研修講座等で消費者教育の推進を働き掛ける。	
	38	高等学校段階での消費者教育	公民科(現代社会(令和4年度以降の入学生は公共)、政治・経済)において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、契約等の問題などを学習します。	教育庁高校教育課		公民科・家庭科等において指導を実施する。	公民科・家庭科等において指導を実施するとともに、消費者庁作成の「社会への扉」等を活用し実施した。	公民科・家庭科等において指導を実施する。	再掲 63
	39	消費者教育における外部講師の活用	中学校の社会科、技術・家庭科、総合的な学習の時間及び高等学校の公民科、家庭科、総合的な探究の時間を中心とした教科の授業において、さらに実践的な消費者教育を行う上で、外部講師の活用を図ります。	教育庁高校教育課・義務教育課		社会人講師を活用した消費者教育を学校の実情に応じて実施する。	社会人講師を活用した消費者教育を学校の実情に応じて実施した。	社会人講師を活用した消費者教育を学校の実情に応じて実施する。	再掲 64
	40	消費者啓発セミナー(生徒・学生向け)の実施(再掲)	学校・大学等からの要請に応じて、県消費生活センターから講師を派遣して、生徒・学生等を対象に、契約の基礎知識や若者が遭いやすい消費者トラブルと対処法などについて啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	実施回数、参加者数	40回 4,000人	36回 4,184人	40回 4,300人	再掲 5,46, 55,61, 65,69, 71
	41	「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進	幼児期から高校生期までの発達段階に応じて県が開発した消費者教育教材(7種)について、学校等と連携して、授業等での効果的な活用を図ることにより、実践的な消費者教育を推進します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター		32回 3,500人	32回 3,279人	32回 3,500人	再掲 66,89, 96
	42	金融知力講座(学生向け)	大学コンソーシアム岡山に所属する県内16大学の学生を対象に、「自立した生活者・消費者としてお金と向き合える力を習得すること」を目的として開催する連続講座において、金融に関係する実践的な知識等を提供します。	金融広報委員会		8月27日に2回、金融広報アドバイザーを派遣(各50名程度参加)	8月27日に金融広報アドバイザー(2名)を派遣(各50名程度参加)	8月27日にJ-FLEC講師(2名)を派遣(各50名程度参加)	再掲 67,83
	43	消費者教育連絡協議会の設置	消費者教育に関係する庁内課室等で構成する協議会を設置して、県における消費者教育に関する協議等を行い、効果的な教育の推進を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	参加団体数	9団体	9団体	9団体	
2 地域社会での消費者教育の推進	44	消費生活講座(再掲)	県消費生活センターにおいて、一般消費者を対象に、年間数回、消費生活に役立つテーマで講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	4回 220人	4回 213人	4回 220人	再掲 6
	45	くらしの一日教室(再掲)	団体・グループを対象に、消費生活センターの施設見学と合わせて、消費者被害防止などの啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	4回 60人	1回 19人	4回 60人	再掲 7

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
2 地域社会での消費者教育の推進	46	消費者啓発セミナー(一般向け・高齢者向け)の実施(再掲)	地域の各種の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、消費者被害防止のための啓発講座を実施します。	県民生活消費生活センター	開催回数、参加者数	53回 1,400人	54回 1,531人	54回 1,600人	再掲 5,40, 55,61, 65,69, 71
	47	金融広報アドバイザーの派遣	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で活躍する「金融広報アドバイザー」を、要請に応じて、地域で開催される学習会や講演会等に派遣して、金融商品の基礎知識、生活設計、悪質商法の予防対策など、幅広い金融教育を実施します。	金融広報委員会	派遣回数	9月までは希望する団体に対し、岡山県金融広報委員会から金融広報アドバイザーを派遣して金融経済教育に関する講座を実施(20回程度) 10月以降はJ-FLECから講師を派遣する扱いに変更	9月まで、希望する団体に金融広報アドバイザーを派遣して金融経済教育等に関する講座を実施(25回実施) 10月以降は、J-FLECから講師を派遣(43回実施)。リピーター案件に関しては、岡山県金融広報委員会から講師を選定。	希望する団体に対し、J-FLECから講師を派遣して金融経済教育等に関する講座を実施。リピーター案件に関しては、岡山県金融広報委員会から講師を選定。	再掲 56,62, 84
	48	消費者被害撲滅キャンペーン R4-消費者月間を中心とした消費者被害防止啓発事業	悪質商法や特殊詐欺などによる被害を防止するため、5月の消費者月間を中心に、「消費者被害撲滅キャンペーン」として、消費者団体やスポーツ団体等と連携し、たイベントを通じて啓発活動を行います。 R4~ 悪質商法や特殊詐欺などによる被害を防止するため、5月の消費者月間を中心に、消費者団体等と連携し、啓発活動を行います。	県民生活部くらし安全安心課		5月の消費者月間を中心に、消費者団体等と連携し、啓発活動を行う。	統一テーマ「デジタル時代に求められる消費者力とは」のもと、ポスター掲示や消費者団体への啓発資料配布等を行った。	5月の消費者月間を中心に、消費者団体等と連携し、啓発活動を行う。	
	49	高齢者等の犯罪被害防止啓発事業	犯罪に対して弱い立場にある高齢者等に対して、特殊詐欺を始めとした各種犯罪の被害を防止するため、犯罪情勢に応じた効果的な広報啓発を行います。	県民生活部くらし安全安心課		犯罪対策等の適切な情報提供等により、高齢者を各種犯罪の被害から守るための対策を推進	・特殊詐欺被害防止カレンダーの作成・配布 ・「犯罪被害防止見守りハンドブック」の作成・配布 ・新聞紙面広告を活用した特殊詐欺被害防止広報等	犯罪対策等の適切な情報提供等により、高齢者を各種犯罪の被害から守るための対策を推進	
	50	青少年のインターネットの適正な利用に係る普及啓発等の推進(再掲)	岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例に基づき、関係機関と連携して、インターネットの適切な利用や、フィルタリングの活用など有害情報による青少年の被害防止を図るための知識の普及を図るとともに、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施します。	子ども・福祉部子ども家庭課		青少年がSNS等を通じて自身の裸の画像などを要求される被害(自撮り被害)を防止するための改正岡山県青少年健全育成条例が10月から施行となることから、関係機関への説明を丁寧に行い、周知を図る。 また、立入調査だけでなく、あらゆる機会を通じて、フィルタリング利用促進の啓発を行う。	青少年健全育成強調月間に併せて、街頭啓発(チラシ配り)を実施し、広報をした。 7月に岡山県青少年健全育成条例を改正し、児童ポルノ等の要求行為を規制し、関係機関に周知した。 関係機関と連携し、携帯電話販売店に対して立入調査を実施した。	青少年にスマートフォン・インターネット利用に係る危険性や、フィルタリング等ペアレンタルコントロールの必要性を周知するため、効果的な啓発手法を検討し、実施する。 また、関係機関と連携し、携帯電話販売店に対する立入調査を積極的に実施する。	再掲 18
	51	特殊詐欺被害防止対策の推進	関係機関等と連携した広報啓発や特殊詐欺被害防止ネットワークと連携した水際対策等を推進します。	警察本部生活安全企画課		防犯ボランティア等との緊密な連携を図りながら、固定電話対策を取組重点とした広報啓発を展開するとともに、水際対策及び身近な人を守る気運の醸成に向けた取組を推進し、特殊詐欺被害の根絶を目指す。	固定電話対策に重点を置きながら具体的な被害防止対策に関する幅広い広報啓発を実施したほか、金融機関等と連携した水際対策、身近な人を守る気運の醸成に向けた取組を展開し、特殊詐欺被害の根絶に向けた各種対策を推進した。	防犯ボランティア等との緊密な連携を図りながら、「伝えたい情報が伝えたい相手に伝わる」広報啓発を展開するとともに、水際対策及び身近な人を守る気運の醸成に向けた取組を推進し、特殊詐欺被害の根絶を目指す。	
	52	悪質商法被害防止対策の推進	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを作成し広報啓発を行います。	警察本部生活安全捜査課		悪質商法等の被害防止に向け、最新の手法を反映したパンフレットを作成し、広報啓発を行う。	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを8,000部作成し、各種会合で配布して広報活動を行った。	悪質商法等の被害防止に向け、最新の手法を反映したパンフレットを作成し、広報啓発を行う。	再掲 104

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
	53	障害のある人の安全安心な消費生活支援ネットワーク事業(再掲)	消費者トラブルの防止など、地域で障害のある人の安全安心な消費生活を支えるため、消費生活センターと関係団体・支援機関等との連携・協働の下に、障害特性に配慮した消費者教育教材の開発や講座等に取り組みながら、消費生活相談を含む幅広い支援ネットワークの構築を目指します。 知的障害のある人に配慮して開発した教材(「毎日の生活で困ったとき、どうすればいいのかな? (社会生活授業パック)」)を活用した効果的な講座等を実施するとともに、聴覚障害・視覚障害のある人に配慮した教材を活用した講座等を実施します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター		県消費生活センターに消費者教育コーディネーターを1名配置し、関係機関等と連携しながら、発達別消費者教育教材等を活用した研修の実施などに取り組む。また、障害のある人の特性に配慮した教材の利用、開発に取り組む。	障害者団体等に対して継続的な情報提供やYouTubeによる消費者教育動画を配信した。また、障害のある方の特性に応じた消費者教育教材開発のための研究会を開催し「大事な金のかい」を制作した。	障害者団体等に対して継続的な情報提供を行うとともに、YouTubeによる消費者教育動画を配信する。また、障害のある人の特性に配慮した教材の利用、普及に取り組む。	再掲15
	54	見守り力アップ講座(再掲)	地域の高齢者や障害のある人を消費者被害防止の面から見守る人材を養成するため、民生委員やホームヘルパーなどの福祉関係者や消費者団体関係者等を対象として、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者が効果的に連携する方法などを習得するための講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	参加者数	480人	383人	480人	再掲14,17,74
3 家庭での消費者教育の推進	55	消費者啓発セミナー(保護者向け)の実施(再掲)	学校の保護者会やPTA研修などに、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、ネットトラブルなど子どもの生活において、注意が必要なことと対処法などについての啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	9回 310人	2回 50人	9回 310人	再掲5,40,46,61,65,69,71
	56	金融広報アドバイザーの派遣(再掲)	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で活躍する「金融広報アドバイザー」を、要請に応じて、学校の保護者会やPTA研修などに派遣して、保護者向けに、子どもの金銭管理の身に付け方などについての講座を実施します。	金融広報委員会	派遣回数	9月までは希望する団体に対し、岡山県金融広報委員会から金融広報アドバイザーを派遣して金融経済教育に関する講座を実施(20回程度) 10月以降はJ-FLECから講師を派遣する扱いに変更	9月まで、希望する団体に金融広報アドバイザーを派遣して金融経済教育等に関する講座を実施(25回実施) 10月以降は、J-FLECから講師を派遣(43回実施)。リピーター案件に関しては、岡山県金融広報委員会にて講師を選定。	希望する団体に対し、J-FLECから講師を派遣して金融経済教育等に関する講座を実施。リピーター案件に関しては、岡山県金融広報委員会にて講師を選定。	再掲47,62,84
	57	青少年健全育成に向けた講師の派遣(再掲)	スマートフォンやインターネット問題に詳しい専門家を、小中学生の保護者等が参加する研修会や講演会に派遣して、具体的な対応策等についての理解の促進を図ります。	子ども福祉部子ども家庭課	派遣回数	30回	25回	30回	再掲19,90
	58	非行防止教室(再掲)	スマートフォン等の使用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、携帯電話事業者と協働して、小・中・高等学校等においてインターネットモラルの向上を目的とした非行防止教室を実施します。	警察本部少年課		インターネットの危険性を知らないまま子供たちがスマートフォン等を利用し、犯罪被害に遭うケースが後を絶たないことから、ネットに起因する犯罪被害の状況、フィルタリングやペアレンタルコントロールの重要性等を学ぶ教室を開催する。	非行防止教室(インターネットモラル向上)の開催回数 549回	インターネットの危険性を知らないまま子供たちがスマートフォン等を利用し、犯罪被害に遭うケースが後を絶たないことから、ネットに起因する犯罪被害の状況、フィルタリングやペアレンタルコントロールの重要性等を学ぶ教室を開催する。	再掲20,91
	59	「ケータイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)(再掲)	青少年の情報リテラシーの向上を図るため、「ケータイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)を県のホームページに掲載して、未成年者が携帯電話やスマートフォンを使用する場合の危険性や注意点などの情報を提供し、家庭等で、それらの適正な使用について考え・学べるよう支援しています。	子ども福祉部子ども家庭課		R5実施のインターネット広告の結果を検証し、より効果的な広報となるようにする。 また、市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)についてホームページを活用した注意喚起を行う。	薬物療法(オーバードーズを含む)、闇バイトの項目を追加し、内容の充実を図った。	子ども・保護者へ向けて、スマートフォン等利用時の危険性や注意点などの情報を提供し、広報啓発する。	再掲21,92

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
3 家庭での消費者教育の推進	60	保護者等のスマホ・ネット問題への理解の促進(再掲)	「知っていますか？スマホ・ネットのこと」「我が家のスマホ・ネットルールづくり」「『スマホ』購入虎の巻」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進します。	教育庁生涯学習課・人権教育・生徒指導課		(生涯学習課) PTA研修等を通して、保護者にスマホ等の利用に関する「家庭のルールづくり」の必要性を伝えるとともに、親育ち応援プログラム等の活用について、周知していく。 (人権教育・生徒指導課) 啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進するとともに、利用時間制限等のペアレンタルコントロール機能の有効性やスマホの購入時の家庭のルールづくりなどを記載したチラシにより啓発を図った。その結果、ペアレンタルコントロールの利用、フィルタリングの設定をしている割合だけでなく、家庭のルールがある割合が全校種で増加している。	(生涯学習課) PTA研修等において、スマホ等の利用に関する「家庭のルールづくり」の必要性を伝えるとともに、親育ち応援学習プログラム等を活用した研修実施を呼びかけ、スマホ等をテーマにしたプログラムの実施回数が増加した。 (人権教育・生徒指導課) 啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進するとともに、利用時間制限等のペアレンタルコントロール機能の有効性やスマホの購入時の家庭のルールづくりなどを記載したチラシにより啓発を図った。その結果、ペアレンタルコントロールの利用、フィルタリングの設定をしている割合だけでなく、家庭のルールがある割合が全校種で増加している。	(生涯学習課) PTA研修等を通して、保護者にスマホ等の利用に関する「家庭のルールづくり」の必要性を伝えるとともに、親育ち応援プログラム等のリニューアルを行い、より活用しやすいプログラムとしていく。 (人権教育・生徒指導課) 啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進する。	再掲 22,94
4 職域での消費者教育の推進	61	消費者啓発セミナー(職場向け)の実施(再掲)	企業等からの要請に応じて、県消費生活センターから講師を派遣して、新入社員等を対象に、若年者が注意すべき消費者トラブルなどの啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	12回 390人	17回 683人	12回 390人	再掲 5,40, 46,55, 65,69, 71
	62	金融広報アドバイザーの派遣(再掲)	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で活躍する「金融広報アドバイザー」を、企業等からの要請に応じて、新入社員等を対象とした研修会等に派遣して、金融商品の基礎知識、生活設計、悪質商法の予防対策などについての講座を実施します。	金融広報委員会		9月までは希望する団体に対し、岡山県金融広報委員会から金融広報アドバイザーを派遣して金融経済教育に関する講座を実施(20回程度) 10月以降はJ-FLECから講師を派遣する扱いに変更	9月まで、希望する団体に金融広報アドバイザーを派遣して金融経済教育等に関する講座を実施(25回実施) 10月以降は、J-FLECから講師を派遣(43回実施)。リピーター案件に関しては、岡山県金融広報委員会にて講師を選定。	希望する団体に対し、J-FLECから講師を派遣して金融経済教育等に関する講座を実施。リピーター案件に関しては、岡山県金融広報委員会にて講師を選定。	再掲 47,56, 84

【重点目標2】若年者への消費者教育の推進

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 成年年齢引下げに対応した消費者教育・啓発の強化	63	高等学校段階での消費者教育(再掲)	公民科(現代社会(令和4年度以降の入学は公共)、政治・経済)において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、契約等の問題などを学習します。	教育庁高校教育課	—	公民科・家庭科等において指導を実施する。	公民科・家庭科等において指導を実施するとともに、消費者庁作成の「社会への扉」等を活用し実施した。	公民科・家庭科等において指導を実施する。	再掲 38
	64	消費者教育における外部講師の活用(再掲)	中学校の社会科、技術・家庭科、総合的な学習の時間及び高等学校の公民科、家庭科、総合的な探究の時間を中心とした教科の授業において、さらに実践的な消費者教育を行う上で、外部講師の活用を図ります。	教育庁高校教育課・義務教育課	—	社会人講師を活用した消費者教育を学校の実情に応じて実施する。	社会人講師を活用した消費者教育を学校の実情に応じて実施した。	社会人講師を活用した消費者教育を学校の実情に応じて実施する。	再掲 39
	65	消費者啓発セミナー(生徒・学生向け)の実施(再掲)	学校・大学等からの要請に応じて、県消費生活センターから講師を派遣して、生徒・学生等を対象に、契約の基礎知識や若者が遭いやすい消費者トラブルと対処法などについて啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	—	40回 4,000人	36回 4,184人	40回 4,300人	再掲 5,40, 46,55, 61,69, 71
	66	「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進(再掲)	幼児期から高校生期までの発達段階に応じて県が開発した消費者教育教材(7種)について、学校等と連携して、授業等での効果的な活用を図ることにより、実践的な消費者教育を推進します。	県民生活部くらし・安全安心課・消費生活センター	—	32回 3,500人	32回 3,279人	32回 3,500人	再掲 41,89, 96
	67	金融知力講座(学生向け)(再掲)	大学コンソーシアム岡山に所属する県内16大学の学生を対象に、「自立した生活者・消費者としてお金と向き合える力を習得する」ことを目的として開催する連続講座において、金融に関係する実践的な知識等を提供します。	金融広報委員会	—	8月27日に2回、金融広報アドバイザーを派遣(各50名程度参加)	8月27日に金融広報アドバイザー(2名)を派遣(各50名程度参加)	8月27日にJ-FLEC講師(2名)を派遣(各50名程度参加)	再掲 42,83

【重点目標3】消費者教育を担う人材の育成

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 幼・小・中・高等学校等における教員の指導力の向上	68	県消費生活センターと連携した教員の研修機会の確保・充実	県消費生活センターが主催する教員向け消費者教育研修会への参加・活用や、県総合教育センターの研修講座等を県消費生活センターと連携して実施することなどにより、教員の消費者教育に関する研修機会の確保・充実を図ります。	教育庁義務教育課・高校教育課・総合教育センター県民生活消費生活センター	開催回数、参加者数	(教育庁)1回 20人 (消費セ)1回 10人	(教育庁)1回 30人 (消費セ)1回 10人	(教育庁)1回 30人 (消費セ)1回 15人	
	69	消費者啓発セミナー(教職員対象)の開催(再掲)	学校等の教職員の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、児童・生徒が注意が必要な消費者トラブルと対処法や、消費者教育に役立つ内容で講座を実施します。	県民生活消費生活センター	開催回数、参加者数	9回 310人	2回 50人	9回 310人	再掲 5,40, 46,55, 61,65, 71
	70	消費者教育コーディネーターの配置(再掲)	消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。	県民生活消費生活センター	消費者教育コーディネーター配置数	県消費生活センターに消費者教育コーディネーターを1名配置し、関係機関等と連携しながら、発達別消費者教育教材等を活用した研修の実施などに取り組む。また、障害のある人の特性に配慮した教材の利用、開発に取り組む。	県消費生活センターに消費者教育コーディネーターを1名配置し、関係機関等と連携しながら、発達別消費者教育教材等を活用した研修の実施などに取り組んだ。また、障害のある人の特性に配慮した教材の利用、開発に取り組んだ。	県消費生活センターに消費者教育コーディネーターを1名配置し、関係機関等と連携しながら、発達別消費者教育教材等を活用した研修の実施などに取り組む。	再掲 34,73
2 大学における教職員の指導力の向上	71	消費者啓発セミナー(教職員対象)の開催(再掲)	大学等の教職員の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、学生が注意が必要な消費者トラブルと対処法など、支援に役立つ内容の講座を実施します。	県民生活消費生活センター	開催回数、参加者数	7回 270人	1回 20人	7回 270人	再掲 5,40, 46,55, 61,65, 69
3 地域人材の育成	72	消費者啓発セミナーボランティア講師の派遣・育成	県消費生活センターがボランティア講師として養成した個人・団体を、県内各地で行われる消費者啓発セミナーの講師として派遣して、消費者被害防止の講座を実施するとともに、ボランティア講師のレベルアップ等のための研修等を実施します。	県民生活消費生活センター	開催回数、参加者数	研修 1回 30人	研修 1回 9人	研修 1回 30人	
	73	消費者教育コーディネーターの配置(再掲)	消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。	県民生活消費生活センター	消費者教育コーディネーター配置数	県消費生活センターに消費者教育コーディネーターを1名配置し、関係機関等と連携しながら、発達別消費者教育教材等を活用した研修の実施などに取り組む。また、障害のある人の特性に配慮した教材の利用、開発に取り組む。	県消費生活センターに消費者教育コーディネーターを1名配置し、関係機関等と連携しながら、発達別消費者教育教材等を活用した研修の実施などに取り組んだ。また、障害のある人の特性に配慮した教材の利用、開発に取り組んだ。	県消費生活センターに消費者教育コーディネーターを1名配置し、関係機関等と連携しながら、発達別消費者教育教材等を活用した研修の実施などに取り組む。	再掲 34,70
	74	見守り力アップ講座(再掲)	地域の高齢者や障害のある人を消費者被害防止の面から見守る人材を養成するため、民生委員やホームヘルパーなどの福祉関係者や消費者団体関係者等を対象として、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者が効果的に連携する方法などを習得するための講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活消費生活センター	参加者数	480人	383人	480人	再掲 14,17, 54

【重点目標4】他の関連する教育との連携

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 環境教育との連携	75	環境学習の推進(環境学習出前講座・おかやま環境学習プログラム集(WEB版))	県民や事業者、NPO等との連携・協働の下、体験型の環境学習の機会の充実を図るなど、より実践的かつ総合的・効果的な環境学習を推進します。 環境の保全に対する意識を高め、自ら考え行動できる人の育成を目指し、県と公益財団法人岡山県環境保全事業団では、環境団体との協働により、様々な「環境学習出前講座」を実施しています。 「おかやま環境学習プログラム集(WEB版)」において、出前講座などによる環境保全等に関する学習プログラムや体験プログラム、施設見学などの環境学習メニューを提供している県内施設などを紹介しています。	環境文化部長課・環境社会推進課	出前講座開催回数(委託)	環境団体等との協働により、様々な「環境学習出前講座」を実施する。	341回	環境団体等との協働により、様々な「環境学習出前講座」を実施する。	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 環境教育との連携	76	子どもの環境に対する意識の醸成 (こどもエコクラブ・環境学習エコツアー)	次代を担う子どもたちの環境に対する意識の醸成を図るため、こどもエコクラブ(幼児から高校生までが大人のサポーターとともに環境保全について主体的に学び、活動するクラブ)の活動支援や、環境学習エコツアー(環境問題を身近な問題ととらえるには、現場に接することが重要であることから、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設・新エネルギー関連施設等を訪問し、見学・体験するツアー)の実施などにより、環境学習を推進します。	環境文化部脱炭素社会推進課	環境学習エコツアー参加者数	こどもエコクラブの活動支援や、環境学習エコツアーの実施などにより、環境学習を推進する。	団体向けバスツアー2,189人 オンラインエコツアー29人	こどもエコクラブの活動支援や、環境学習エコツアーの実施などにより、環境学習を推進する。	
2 食育との連携	77	健康づくり普及事業	「健康づくりのための食生活指針」の基本を踏まえて、住民の健康づくりに対する意識を高め、望ましい食習慣の定着を促進するため、地域の特性に応じた事業を実施します。	保健医療部健康推進課		各保健所・支所で実施予定	リーダー研修会343回 食生活講座896回	各保健所・支所で実施予定	
	78	食育ネクストステージプロジェクト	保健所・支所が中心となり、関係機関及び団体等と連携し、小・中学生を対象に、岡山県食の安全・食育推進計画に掲げる目標「朝食を毎日食べる者の割合100%」を達成するための事業を展開します。	保健医療部健康推進課	開催回数	各保健所・支所で実施予定	29回	各保健所・支所で実施予定	
	79	地産地消の推進	「自分たちの住む地域で作られたものを、その地域で消費しよう」をキーワードに、生産者と消費者の相互理解を深め、安全で安心な県産農林水産物の安定供給と消費拡大をめざします。	農林水産部農村振興課	-	地産地消協力店登録店舗数 418店舗	地産地消協力店登録店舗数 408 店舗	地産地消協力店登録店舗数 418 店舗	
	80	学校給食指導者等研修講座	学校給食と食育(食に関する指導)の意義と役割について認識を深め、安全で魅力ある学校給食及び学校給食指導の充実を目的に講習会を実施します。(隔年開催)	教育庁保健体育課	参加者数	(隔年開催)	-	360人	
3 金融教育との連携	81	岡山県金融・金銭教育協議会(教員向け)	金融・金銭教育の重要性やその進め方等について、講演、参加者による研究報告及び意見交換等を通じて理解を深めることにより、教育現場における金融・金銭教育の取組を支援します。	金融広報委員会	開催数	10月21日に「金融経済教育研究校」主催で金融教育公開授業を開催(市教委・近隣校・岡山県金融広報委員会参加)	10月21日に「金融経済教育研究校」主催で金融教育公開授業を開催(市教委・近隣校・岡山県金融広報委員会参加)	「金融経済教育研究校」主催で金融教育公開授業を開催(市教委・近隣校・岡山県金融広報委員会参加)	
	82	金融経済教育研究校	幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、金融経済に関する正しい知識の習得(金融教育)や、金銭やものに対する健全な価値観の養成(金銭教育)を図るための教育を実践し、その効果的な方法を研究する幼稚園、小・中・高等学校を指定した上で、その取組をサポートします。	金融広報委員会	実施校数	高等学校(1先)へ新規委嘱、継続委嘱先 小学校(1先)	新規委嘱先: 高等学校(1先) 継続委嘱先: 小学校(1先)	新規委嘱先: 中学校(1先) 継続委嘱先: 高等学校(1先)	
	83	金融知力講座(学生向け)(再掲)	大学コンソーシアム岡山に所属する県内16大学の学生を対象に、「自立した生活者・消費者としてお金と向き合える力を習得する」ことを目的として開催する連続講座において、金融に関係する実践的な知識等を提供します。	金融広報委員会	参加者数	8月27日に2回、金融広報アドバイザーを派遣(各50名程度参加)	8月27日に金融広報アドバイザー(2名)を派遣(各50名程度参加)	8月27日にJ-FLEC講師(2名)を派遣(各50名程度参加)	再掲 42.67
	84	金融広報アドバイザーの派遣(再掲)	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で活躍する「金融広報アドバイザー」を、要請に応じて、地域で開催される学習会や講演会等に派遣して、金融商品の基礎知識、生活設計、悪質商法の予防対策など、幅広い金融教育を実施します。	金融広報委員会	派遣回数	9月までは希望する団体に対し、岡山県金融広報委員会から金融広報アドバイザーを派遣して金融経済教育に関する講座を実施(20回程度) 10月以降はJ-FLECから講師を派遣する扱いに変更	9月まで、希望する団体に金融広報アドバイザーを派遣して金融経済教育等に関する講座を実施(25回実施) 10月以降は、J-FLECから講師を派遣(43回実施)。リピーター案件に関しては、岡山県金融広報委員会が講師を選定。	希望する団体に対し、J-FLECから講師を派遣して金融経済教育等に関する講座を実施。リピーター案件に関しては、岡山県金融広報委員会が講師を選定。	再掲 47.56、62
	85	金融経済講演会(一般向け)	金融・経済に関係する幅広いテーマでの講演会の開催により、県民が身近に金融・経済についての知識を得ることができる機会を提供します。	金融広報委員会	参加者数	2025年1月におかやま未来ホールにて「くらしとおかね講演会(金融経済講演会)」を開催(1回600名)	2025年1月11日におかやま未来ホールにて、元衆議院議員 杉村太蔵氏を招き、「投資は難しい〜タイゾーの投資『超』入門講座」と題して「くらしとおかね講演会(金融経済講演会)」を開催(参加者532名)	2026年2月におかやま未来ホールにて「くらしとおかね講演会(金融経済講演会)」を開催(1回600名)	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
3 金融教育との連携	86	知るぽると塾(一般向け)	生活に密着した県民の関心が高い金融分野のテーマにより、連続講座を開催して、暮らしに役立つ生活情報を提供します。	金融広報委員会	参加者数	J-FLEC移行期間のため休止	J-FLEC移行期間のため休止	一般県民を対象に、金融経済教育等をテーマに「知るぽると塾」を2日開催(休日含む)	
	87	消費生活展等での金融に関するアドバイス等(一般向け)	行政や消費者団体が実施する「消費生活展」等に出展して、金融広報アドバイザーが、直に住民に対して、生活設計や金融トラブル等に関するアドバイスや情報提供を行います。	金融広報委員会	参加者数	希望する先に対し金融広報アドバイザーを派遣して消費生活展を開催 10月以降は、J-FLECから講師を派遣する扱いに変更	希望先なし	希望する先に対し、J-FLECから講師を派遣	
4 情報教育との連携	88	学校教育における情報教育	学校教育における情報教育は、小学校では各教科等で横断的に、中学校では技術・家庭科を中心に、高等学校では、情報科を中心に、情報モラルや情報セキュリティ等に関する内容を含め、「情報活用能力」の育成を目指して実施しています。	教育庁義務教育課・高校教育課		高等学校では、情報科を中心に「情報活用能力」の育成に向けて指導を実施する。	高等学校では、情報科を中心に「情報活用能力」の育成に向けて指導を実施した。	高等学校では、情報科を中心に「情報活用能力」の育成に向けて指導を実施する。	
	89	「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進(再掲)	県が開発した発達段階別消費者教育教材のうち「情報モラル」や「情報発信者の責任」等をテーマにした教材(「写真をSNSにアップしていいですか?」「その書き込み大丈夫?」)の学校等での効果的な活用を図ります。	県民生活消費生活センター教育庁義務教育課・高校教育課		32回 3,500人	32回 3,279人	32回 3,500人	再掲 41.66, 96
	90	青少年健全育成に向けた講師の派遣(再掲)	スマートフォンやインターネット問題に詳しい専門家を、小中学生の保護者等が参加する研修会や講演会に派遣して、具体的な対応策等についての理解の促進を図ります。	子ども福祉部子ども家庭課	派遣回数	30回	25回	30回	再掲 19.57
	91	非行防止教室(再掲)	スマートフォン等の使用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、携帯電話事業者と協働して、小・中・高等学校等においてインターネットモラルの向上を目的とした非行防止教室を実施します。	警察本部少年課		インターネットの危険性を知らないまま子供たちがスマートフォン等を利用し、犯罪被害に遭うケースが後を絶たないことから、ネットに起因する犯罪被害の状況、フィルタリングやペアレンタルコントロールの重要性等を学ぶ教室を開催する。	非行防止教室(インターネットモラル向上)の開催回数 549回	インターネットの危険性を知らないまま子供たちがスマートフォン等を利用し、犯罪被害に遭うケースが後を絶たないことから、ネットに起因する犯罪被害の状況、フィルタリングやペアレンタルコントロールの重要性等を学ぶ教室を開催する。	再掲 20.58
	92	「ケータイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)の再掲	青少年の情報リテラシーの向上を図るため、「ケータイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)を県のホームページに掲載して、未成年者が携帯電話やスマートフォンを使用する場合の危険性や注意点などの情報を提供し、家庭等で、それらの適正な使用について考え、学べるよう支援しています。	子ども福祉部子ども家庭課		R5実施のインターネット広告の結果を検証し、より効果的な広報となるようにする。 また、市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)についてホームページを活用した注意喚起を行う。	薬物療法(オーバードーズを含む)、間バイトの項目を追加し、内容の充実を図った。	子ども・保護者へ向けて、スマートフォン等利用時の危険性や注意点などの情報を提供し、広報啓発する。	再掲 21.59
	93	情報モラル指導の推進	情報モラル指導の推進を図るため、県総合教育センターで研修講座を実施し、スマホ・ネット問題への対応など、情報モラル指導の取組を推進します。	教育庁総合教育センター	情報モラル教材を活用した研修講座数	(教育庁)研修講座等で情報モラル教育の推進を働きかける。	(教育庁)研修講座等で情報モラル教育の推進を働きかけた。【6講座】特に小学校初任者研修では、教員の情報モラルやリテラシーを高める研修内容としている。	(教育庁)研修講座等で情報モラル教育の推進について働きかける。	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
4 情報教育との連携	94	保護者等のスマホ・ネット問題への理解の促進(再掲)	「知っていますか？スマホ・ネットのこと」「我が家のスマホ・ネットルールづくり」「『スマホ』購入虎の巻」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進します。	教育庁生涯学習課・人権教育・生徒指導課		(生涯学習課) PTA研修等を通して、保護者にスマホ等の利用に関する「家庭のルールづくり」の必要性を伝えるとともに、親育ち応援プログラム等の活用について、周知していく。 (人権教育・生徒指導課) 啓発リーフレット等の活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進する。	(生涯学習課) PTA研修等において、スマホ等の利用に関する「家庭のルールづくり」の必要性を伝えるとともに、親育ち応援プログラム等を活用した研修実施を呼びかけ、スマホ等をテーマにしたプログラムの実施回数が増加した。 (人権教育・生徒指導課) 啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進するとともに、利用時間制限等のペアレンタルコントロール機能の有効性やスマホの購入時の家庭のルールづくりなどを記載したチラシにより啓発を図った。その結果、ペアレンタルコントロールの利用、フィルタリングの設定をしている割合だけでなく、家庭のルールがある割合が全校種で増加している。	(生涯学習課) PTA研修等を通して、保護者にスマホ等の利用に関する「家庭のルールづくり」の必要性を伝えるとともに、親育ち応援プログラム等のリニューアルを行い、より活用しやすいプログラムとしていく。 (人権教育・生徒指導課) 啓発リーフレット等の活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進する。	再掲 22.60
	95	OKAYAMAスマホサミット	子どもたち自身がスマートフォンやインターネットの使い方について考え、主体的な活動によるルールづくりなどの取組を進めるために、平成26年度から毎年度、「OKAYAMAスマホサミット」を開催しており、平成30年度からは、中学生・高校生に加え、小学生や保護者にも対象を広げて実施しています。(コロナにより、R2は開催中止)	教育庁人権教育・生徒指導課		OKAYAMAスマホサミットの開催	OKAYAMAスマホサミット2024 参加校(者): 中学校4校、高等学校4校、中等教育学校1校、保護者1人 実施日: Teachers': R6.6.18、R6.10.1 第1回: R6.7.8 第2回(参集): R6.8.6 第3回(成果報告会): R6.11.9	OKAYAMAスマホサミット後継事業の開催	
5 その他の関連する教育との連携	96	(法教育との連携) 「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進(再掲)	県が開発した発達段階別消費者教育教材のうち「契約」等をテーマにした教材(「契約」「どこまで売買は認められるの?」)の学校等での効果的な活用を図ります。	県民生活部消費生活センター教育庁	消費者教育セミナー・モデル事業の実施	32回 3,500人	32回 3,279人	32回 3,500人	再掲 41.66, 89
	97	(国際理解教育との連携) 国際理解教育と連携した消費者教育	小学校段階では、小学校学習指導要領に基づき、例えば、社会科において、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養います。 中学校段階では、中学校学習指導要領に基づき、例えば、社会科において、持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究するなどの学習を行います。	教育庁義務教育課		国際理解教育の機会を捉えて、消費者教育に関する内容について考える。	国際理解教育の機会を捉えて、消費者教育に関する内容について考えた。	国際理解教育の機会を捉えて、消費者教育に関する内容について考える。	

【重点目標5】消費生活に関する啓発・情報提供

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 消費生活に関する啓発・情報提供の充実	98	生活情報サロンでの情報提供(再掲)	県消費生活センター内の生活情報サロンに、消費者教育情報コーナーやビデオ・DVDライブラリーを設けて、各種の情報提供を行うとともに、リーフレット・教材・パネル等の提供や貸出等を行います。	県民生活部消費生活センター	利用者数	1,000人	573人	1,000人	再掲 8
	99	消費生活情報誌の発行	県消費生活センターが発行する情報誌「センターからのお便り」により、最新の消費者トラブル事例や注意喚起、消費者教育に関する教材等の情報などの提供を行います。(年4回発行)	県民生活部消費生活センター	発行部数	8,000部	8,000部	8,000部	
	100	消費者啓発用資料等の作成・配布	県消費生活センター等での消費生活相談の状況等を踏まえ、消費者被害防止等に役立つ啓発用パンフレット等を作成・配布します。 ・知っておきたい契約・取引の基礎知識 ・消費者トラブル対処法 ・笑顔でくらす虎の巻 被害にあわない対応策教えます ・高齢者のための「元気に笑顔でくらす～虎の巻～」 ・医療サービスを受ける前に確認しよう ～私たちは医療消費者～ 他	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	発行部数	10,000部	7,300部	10,000部	
	101	新聞等による情報提供	新聞の定期掲載枠等を活用して、消費者被害防止等に役立つ情報を提供します。	県民生活部消費生活センター		テレビ・新聞・ラジオによる広報を行う。	テレビ・新聞・ラジオによる広報を行った。	テレビ・新聞・ラジオによる広報を行う。	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 消費生活に関する啓発・情報提供の充実	102	ホームページ等による情報提供	県消費生活センターや各部門のホームページ等により、安全・安心な消費生活に必要な情報や消費者教育の推進に役立つ情報などを幅広く提供します。	県民生活部消費生活センター他	HPアクセス件数	・HPやSNS等で、消費者安全や消費者被害防止に関する情報を速やかに提供する。	・HPやSNS等で、消費者安全や消費者被害防止に関する情報を提供した。	・HPやSNS等で、消費者安全や消費者被害防止に関する情報を速やかに提供する。	
	103	ソーシャルメディアによる情報提供	県消費生活センターが、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)により、消費者の安全安心の確保のための注意喚起や消費者施策に関する様々な情報をタイムリーに情報提供します。	県民生活部消費生活センター		ソーシャルメディアによる情報提供を行う。	ソーシャルメディアによる情報提供を行った。	ソーシャルメディアによる情報提供を行う。	
	104	悪質商法被害防止対策の推進(再掲)	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを作成し広報啓発を行います。	警察本部生活安全捜査課		悪質商法等の被害防止に向け、最新の手法を反映したパンフレットを作成し、広報啓発を行う。	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを8,000部作成し、各種会合で配布して広報活動を行った。	悪質商法等の被害防止に向け、最新の手法を反映したパンフレットを作成し、広報啓発を行う。	再掲 52
	105	インターネット上のトラブル対処法	インターネット上のトラブル対処法を分かりやすく広報するため、実際の相談事例を踏まえた「サイバー瓦版」等の広報資料の発行、ウイルス感染やサポート詐欺を疑似体験できるサイバー犯罪体験型コンテンツによるセミナーをあらゆる団体を対象として実施します。	警察本部サイバー犯罪対策課		SNSや各種広報資料等を活用した広報啓発を行うとともに、幅広い世代を対象として、サイバー犯罪の現状と対策等に係る講演やサイバー犯罪体験型コンテンツによるセミナーを実施する。	SNS等を活用して、幅広く広報するとともに、体験型コンテンツやサイバー犯罪の現状と対策等に係る講演を実施して広報啓発を行った。	SNSや各種広報資料等を活用した広報啓発を行うとともに、幅広い世代を対象として、サイバー犯罪の現状と対策等に係る講演やサイバー犯罪体験型コンテンツによるセミナーを実施する。	
	106-1	消費者被害防止啓発事業	悪質商法や特殊詐欺などの消費者被害を防止するため、動画広告の配信や各種媒体等を活用した啓発活動を行います。	県民生活部くらし安全安心課		消費者被害を防止するため、動画広告の配信や各種媒体等を活用した啓発活動を行う。	・消費者被害防止のための啓発動画やイラストを広く県民から募集し、受賞作品をWEB広告等で配信した。また、受賞作品を用いた講座の実施やクリアファイルの配布等を行い、啓発を図った。	消費者被害を防止するため、動画広告の配信や各種媒体等を活用した啓発活動を行う。	
	106-2	「ライフステージに応じた消費者教育の取組・資源マップ」による情報の共有 R4-消費者教育ポータルサイトの活用	消費者庁が作成した「消費者教育の体系イメージマップ」(自立した消費者になるために、幼児期から高齢期までのライフステージを通じて、対象領域ごとに、どのような時期に、どのような内容を身に付けていくことが求められるのかについて一覧できるようにしたもの)の枠組みに基づき作成した「ライフステージに応じた消費者教育の取組・資源マップ(岡山県版)」(対象領域ごと、ライフステージごとに、本県における消費者教育の取組や、活用できるWEBなどの情報源や教材・講座等の教育資源等を整理したもの)により、消費者教育の担い手等における情報の共有を促進します。 R4~「消費者教育の体系イメージマップ」(消費者庁)の枠組みに基づき整理された消費者庁のウェブサイト「消費者教育ポータルサイト」(R4.4月リニューアル)に教材等を登録すると共に、活用に向けた啓発を行い、消費者教育の担い手等における情報の共有を促進します。	県民生活部くらし安全安心課		消費者教育ポータルサイトに、新規に作成した教材、チラシ、動画等を随時登録し、情報の共有を図る。またサイトの活用について県ホームページ等で啓発を行う。	消費者教育ポータルサイトへの教材等の登録実績なし。県ホームページや市町村担当者会議で活用啓発を行った。	消費者教育ポータルサイトに、新規に作成した教材、チラシ、動画等を随時登録し、情報の共有を図る。またサイトの活用について県ホームページ等で啓発を行う。	

基本目標Ⅲ 消費者の主体的な活動への支援

【重点目標1】 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 エシカル消費(倫理的消費)の普及啓発	107	講座・イベント等を通じた意識醸成	県内各地で実施する講座・イベント等の機会を通じて、「人や社会、環境に配慮した消費者行動の重要性」などについての意識醸成を図ります。	県民生活部くらし安全安心課消費生活センター	講座・イベント	1回 10人	0回 0人	0回 0人	
	108	啓発リーフレット等を活用した意識醸成	「消費者市民社会」について紹介したリーフレット等を作成・活用して、「人や社会、環境に配慮した消費者行動の重要性」などについての意識醸成を図ります。	県民生活部くらし安全安心課消費生活センター	-	随時、啓発リーフレット等の配布等を行う。	随時、啓発リーフレット等の配布等を行った。	随時、啓発リーフレット等の配布等を行う。	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
2 「もったいない」運動の推進	109	「おかやま・もったいない運動」の推進	「もったいない」をキーワードとして、「ごみを減らす(リデュース)」「再使用する(リユース)」「再生利用する(リサイクル)」という取組である「3R」について、県民一人ひとりの意識改革と実践行動を促すため、各種イベントの開催などにより、「おかやま・もったいない運動」を推進します。	環境文化 部循環型 社会推進 課	もったいない フォーラム 参加者 及びエコ チャレン ジコンテ スト参加 者	3県民局ごとに地域の状況に応じた内容でフォーラムを実施 小学生を対象にしたエコチャレンジコンテストの実施	3県民局ごとに地域の状況に応じたPR・啓発フォーラムを実施(参加者:約9,000人) エコチャレンジコンテスト参加者:867人	3県民局ごとに地域の状況に応じた内容でフォーラムを実施 小学生を対象にしたエコチャレンジコンテストの実施	
	110	「エコ製品」の認定と利用促進	「岡山県循環型社会形成推進条例」に基づき、循環型社会の形成に資する製品を「岡山県エコ製品」として認定・公表し、これらの利用促進を図ります。	環境文化 部循環型 社会推進 課	認定品目数	認定制度の周知を図るとともに、環境イベントへの出展や常設展示等によりエコ製品の普及啓発に努める。	県ホームページ等により認定制度の周知を図るとともに、環境イベントへの出展や常設展示等によりエコ製品の普及啓発に努めた。 R6年度末時点:350件	認定制度の周知を図るとともに、環境イベントへの出展や常設展示等によりエコ製品の普及啓発に努める。	
3 地球温暖化防止対策の推進	111	エコドライブの推進	やさしい発進を心掛けたり、不必要なアイドリングをしない、不要な荷物をおろすなど、エコドライブの実践に努める運転者を「エコドライブ宣言者」として登録し、環境にやさしい自動車運転の推進を図ります。	環境文化 部環境企 画課	エコドライブ宣言者数	各種広報媒体及びイベント等でエコドライブの普及促進を行い、自走できる取組についても検討していく。	43,867人	各種広報媒体を使用してエコドライブの普及促進を行い、自走できる取組についても検討していく。	
	112	電気自動車等(EV・PHEV・FCV)の普及促進	EVシフトを踏まえて、走行中のCO2や排ガス排出の観点から、環境性能が高い電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)について、蓄電池の機能にも着目しながら、普及促進に取り組めます。	環境文化 部脱炭素 社会推進 課	電気自動車等(EV・PHEV・FCV)の普及台数	環境性能が高い電気自動車等の普及促進に取り組む。	—	環境性能が高い電気自動車等の普及促進に取り組む。	
	113	公共交通の利用促進	生活交通の維持・確保に加え、環境負荷の小さい交通手段への転換を図る観点から、「公共交通利用の日」(毎月最終金曜日)や、バス事業者や鉄道事業者で実施されているパーク・アンド・ライドなど、公共交通の利用促進に向けた広報・啓発活動に取り組めます。	県民生活 部交通政 策課		公共交通の利用促進に向けた広報・啓発活動を実施する。	県の広報媒体等を活用し、公共交通の利用促進に向けた広報・啓発活動を実施した。	公共交通の利用促進に向けた広報・啓発活動を実施する。	
	114	アースキーパーメンバースhip事業の推進	自ら省エネ等による環境負荷低減に向けた目標を定め取り組む県民・事業所をアースキーパーメンバースhip会員として募集・登録し、会員の活動を支援します。	環境文化 部脱炭素 社会推進 課	アースキーパーメンバースhip会員数	アースキーパーメンバースhip会員を募集・登録し、会員の活動を支援する。	15,726人	アースキーパーメンバースhip会員を募集・登録し、会員の活動を支援する。	
4 食品ロス削減の推進	115	食品ロス削減月間キャンペーン事業	食品ロス削減月間の10月を中心にキャンペーンを実施し、県民の食品ロスに対する理解と実践的な取組を促進します。	環境文化 部循環型 社会推進 課	キャンペーン参加者	県内の小売店と連携した「てまえどりキャンペーン」の実施等を予定	県内の小売店(167店舗)と連携した「てまえどりキャンペーン」の実施(応募者数:1,165人) 食品ロス削減の実践を促すInstagram投稿キャンペーンの実施(投稿数:140件)	県内の小売店と連携した「てまえどりキャンペーン」の実施 食品ロス削減フォーラムの開催	
	116	「30・10運動」の全県的な展開	会食時の食べ残しを減らす「30・10運動」(最初の30分、最後の10分は食事を楽しみ、食べ残しを減らす運動)を、季節ごとのキャンペーン等を通じて全県的に展開します。	環境文化 部循環型 社会推進 課	30・10運動三角柱の配布数	再開を検討	月間キャンペーンの中で食べ残しを減らすよう呼び掛けた。	再開を検討	
	117	R3～R6 地域を学んでのこさず食べよう事業	大学生が、地域の食材・食品の生産過程やそれらが生まれてくる地域の土壌・気候・風土等をフィールドワークで調査・研究した上で、それらを取りまとめた教材を作成し、小学校で出前講座等を行うことで、地域の誇りや「もったいない」の気持ちを育みます。	環境文化 部循環型 社会推進 課	事業実施小学校・大学数	3校	2校	—	
		R7～ 食品ロス削減の輪を広げよう!学校連携事業	食品ロスの問題をテーマに、大学生が小学生に対して探究学習等の支援を行い、問題解決に向けた取組を実践する大学等に対して必要な経費を助成することにより、若い世代の食品ロス削減意識の醸成を図ります。			—	—	3校	
	118	食品ロス・家庭ごみ削減ヒント集の作成・活用	家庭で取り組める食品ロス削減の方策(ポイントとなる「買いすぎず」「使いきる」「食べきる」の3つの切り口による具体的なアクション)を提示する小冊子により県民の取組を促進します。	環境文化 部循環型 社会推進 課	ヒント集配布数	家庭向けの啓発資料として、「食品ロス削減辞典(保存版)」をebooksにも掲載し、家庭で取り組める方策等を紹介する。	ヒント集をリニューアルし、「食品ロス削減辞典(保存版)」として県ホームページとebooksに掲載するとともに、希望者への配布を行った。(配布数:8,000部)	ヒント集をリニューアルし、「食品ロス削減辞典(保存版)」として県ホームページとebooksに掲載するとともに、希望者への配布を行う。	

【重点目標2】消費者の組織活動の促進

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 消費者団体の活動の促進	119	消費者団体の活動支援	地域における消費者運動を促進するため、消費生活関連事業の調査研究や啓発事業等を通じて、消費者団体の育成と活動の支援を行います。	県民生活部くらし安全安心課	委託団体数	1団体	1団体	1団体	
	120	適格消費者団体の活動支援	関係機関との情報交換やネットワーク形成活動、専門家等との連携による相談事業等への参加を促すとともに、「消費生活相談情報の提供と利用に関する覚書」に基づく情報提供等を行うなど、消費者団体訴訟制度の担い手としての活動を支援します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター		定期協議会等を開催し、情報交換を行う。	定期協議会(1回)及び、適格消費者団体と地方公共団体との連携ブロック会合(1回)を開催し、情報交換を行った。	定期協議会等を開催し、情報交換を行う。	
	121	生活協同組合の育成・指導	消費生活協同組合の健全な発展を図るため、消費生活協同組合法に基づく検査等を通じて組合の育成・指導を行います。	県民生活部くらし安全安心課	検査団体数	3団体	3団体	3団体	
	122	消費者啓発グループ等の育成・支援	消費者啓発セミナーボランティア講師等として活動する消費者啓発グループ等を育成・支援するため、講座等を開催する。	県民生活部消費生活センター	登録数 団体 個人	11団体 11人	11団体 12人	11団体 11人	
	123	特定非営利活動法人等の運営力強化のための支援	消費者問題等に取り組む特定非営利活動法人等に対して、必要な情報提供など、活動を支援します。	県民生活部県民生活課	研修参加者数	120人	58人	100人	
2 消費者団体の交流・連携の促進	124	きらめきプラザの活用等による消費者団体の交流・連携の促進	地域において、消費者教育や消費生活の向上のために、主体的に様々な取組を行っている消費者団体が、一層有効に活動できるよう、きらめきプラザや県消費生活センターを活用して、消費者団体相互の交流を支援します。	県民生活部消費生活センター		きらめきプラザ内の各種相談機関が共同して定期的に事例研修会等を実施する。	きらめきプラザ内の各種相談機関が共同して定期的に事例研修会等を実施した。	きらめきプラザ内の各種相談機関が共同して定期的に事例研修会等を実施する。	

【重点目標3】消費者の意見の反映

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 消費者と行政との連携	125	岡山県消費生活懇談会の運営	県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者、学識経験者、生産・流通関係者、教育関係者の委員で組織する消費生活懇談会において、消費生活行政に関する重要事項について調査審議を行います。 なお、当懇談会は、消費者教育推進地域協議会を兼ねています。	県民生活部くらし安全安心課	開催回数	2回	2回	3回	
	126	知事への申出制度の運用	消費生活条例に違反する事業者の事業活動により、相当多数の消費者の利益が侵害されているなどとして知事に申出があった場合、必要な調査を行った上で、その申出の内容が事実である場合は、必要な措置をとります。	県民生活部くらし安全安心課	申出件数	-	0件	-	

基本目標Ⅳ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

【重点目標1】規格・表示等の適正化

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 規格・表示・計量等の適正化	127	家庭用品の規格及び品質表示に関する指導監視	「家庭用品品質表示法」に基づき、一般消費者が日常使用する家庭用品の表示事項の有無について、立入検査など指導監視を行います。	県民生活部くらし安全安心課	立入検査数	5店舗	6店舗	4店舗	
	128	不当景品類・不当表示等に関する指導監視	景品表示法に基づき、過大な景品類の提供や虚偽・誇大な表示等の不当な顧客誘引行為について指導監視を行います。	県民生活部くらし安全安心課	措置命令件数	-	0件	-	
	129	商品量目に関する検査指導	適正な計量により消費者利益を確保するため、「計量法」に基づき、商品量目について検査指導を行います。	産業労働部工業技術センター	検査指導店舗数	適正な計量により消費者利益を確保するため、「計量法」に基づき、商品量目について検査指導を行います。5店舗を予定。	適正な計量により消費者利益を確保するため、「計量法」に基づき、商品量目について4店舗で検査指導を実施した。	適正な計量により消費者利益を確保するため、「計量法」に基づき、商品量目について検査指導を行います。4店舗を予定。	
	130	食品表示制度周知啓発事業	現在の食品表示ルールを事業者に正しく理解していただくために、事業者向けの講習会を開催します。	県民生活部くらし安全安心課	参加者数	計画なし	0回 実施なし	計画なし	

【重点目標2】取引における公正・公平の確保

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 適正な事業活動の促進	131	特定商取引法等に基づく事業者に対する指導監視	取引の公正と消費者の利益保護を図るため、特定商取引法等に基づき、不適正な取引行為等を行う事業者の指導監視を行います。	県民生活部くらし安全安心課	指導等件数	-	0件	-	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 適正な事業活動の促進	132	医療機関の人員・設備等に関する指導監視	適正な医療を確保するため、医療法に基づき、県内の病院、診療所に対して、医療従事者の確保、施設の構造設備等について、立入検査等により指導を行います。	保健医療部医療推進課	立入検査数	83件	77件	76件	
	133	介護保険法に基づく指導監督	適正な介護サービス等を確保するため、介護保険法に基づき、事業者に対する指導監督を行います。	子ども福祉部指導監査課	指導監督施設数	374施設	330施設	369施設	
	134	貸金業者に対する指導監督	貸金業者の業務の適正化を図り、資金需要者等の利益の保護を図るため、貸金業法に基づき、貸金業者等の指導監督を行います。	産業労働部経営支援課	立入検査数	14	14	15	
	135	旅行業法に基づく事業者に対する指導監督	旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、旅行業法に基づき、旅行者等への指導監督を行います。	産業労働部観光課	立入検査数	12業者への立入検査を実施予定	10事業者への立入検査を実施	12業者への立入検査を実施予定	
	136	建設業者に対する指導監督	建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることにより、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに建設業の健全な発展を促進するため、建設業者に対する指導監督を行います。	土木部監理課	-	-	-	-	
	137	建設工事紛争審査会による紛争の処理	建設工事の請負契約に係る紛争の解決を図るため、建設業法に基づき、岡山県建設工事紛争審査会に関する事務を処理します。	土木部監理課	-	-	-	-	
	138	宅地建物取引業法に基づく指導監督	宅地建物取引業の適正な運営と取引の公正を確保し、消費者利益の保護と宅地建物取引の流通の円滑化を図るため、宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の指導監督を行います。	土木部建築指導課	立入検査数	12業者	12業者	12業者	
2 悪質な事業者の取締り	139	特定商取引法等に基づく悪質事業者の処分・公表	特定商取引法等に違反する取引行為等を行った事業者に対して、指示・業務停止等の処分を行うとともにその旨の公表を行います。	県民生活部くらし安全安心課	公表件数	-	0件	-	
	140	悪質商法事犯の取締り等	悪質商法を行う業者や悪質な貸金業者等に対する厳正かつ迅速な取締りを行うことにより、消費者の被害拡大防止に努めます。	警察本部生活安全捜査課	-	悪質商法を行う業者や悪質な貸金業者等に対する厳正かつ迅速な取締りを推進し、消費者及び多重債務者の被害拡大防止を図る。	悪質商法を行う業者に対する取締りやヤミ金業者に対する犯行ツール遮断措置を強力に推進し、消費者及び多重債務者の被害拡大防止を図る。	悪質商法を行う業者や悪質な貸金業者等に対する厳正かつ迅速な取締りを推進し、消費者及び多重債務者の被害拡大防止を図る。	

【重点目標3】 公正な価格の形成

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 価格・需給動向の監視	141	生活必需品の価格の監視	不適正な価格形成により、消費者が不利益を被ることのないよう、必要に応じて価格調査等を行うなど、生活必需品の価格監視を行います。	県民生活部くらし安全安心課	-	-	-	-	
2 物価情報の提供	142	消費者物価指数の提供	総務省統計局が公表している「消費者物価指数」に基づき、毎月、ホームページ等により「岡山市消費者物価指数」を情報提供します。	総合政策局統計分析課	提供回数	12回	12回	12回	

【重点目標4】 生活必需品の安定供給

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 生鮮食料品の安定供給	143	肉豚価格安定事業	「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合に交付金を交付し、養豚農家の経営安定を図るとともに、消費者への食肉の安定供給を図ります。	農林水産部畜産課	契約頭数	62,719頭	62,719頭	63,000頭	
	144	肉用牛肥育経営安定特別対策事業	「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合に交付金を交付し、肉用牛肥育農家の経営安定を図るとともに、消費者への食肉の安定供給を図ります。	農林水産部畜産課	契約頭数	15,000頭	12,667頭	14,300頭	
	145	鶏卵価格安定対策事業	鶏卵価格の変動により生じる鶏卵生産者の損失を補填することにより、鶏卵の生産及び価格の安定を図り、消費者への鶏卵の安定供給を図ります。	農林水産部畜産課	事業参加戸数	18戸	18戸	18戸	
	146	野菜価格安定制度	「野菜生産出荷安定法」に基づき、主要な野菜の価格低落があった場合に一定割合の補給金を交付し、農家経営に及ぼす影響を緩和するとともに、消費者への野菜の安定供給を図ります。	農林水産部農産課	産地強化計画策定数 10産地	産地強化計画策定数 10産地	産地強化計画策定数 9産地		
2 大規模災害時等における生活物資等の確保	147	生活必需品の確保	岡山流通情報懇話会、コンビニエンスストア等と締結している「災害発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定」に基づき、災害発生時における被災者の生活の安定を図るため、生活必需品等の確保を図ります。	産業労働部産業企画課	会員団体数	19団体	19団体	19団体	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
2 大規模災害時等における生活物資等の確保	148	救急医薬品等の確保	「災害時における救急医薬品等の確保・供給等に関する協定」及び「災害時における救急衛生材料等の確保・供給等に関する協定」を締結し、災害発生時における救急医薬品、衛生材料等の確保を図ります。 また、「新型インフルエンザ発生時における抗インフルエンザウイルス薬の供給等に関する協定」を締結し、パンデミック時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給を図ります。	保健医療部医薬安全課	確保数(累計)協定締結団体数(継続含む)	抗インフルエンザウイルス薬 261,700人分 乾燥ガスエソウマ抗毒素2本 協定締結 4団体	抗インフルエンザウイルス薬 261,700人分 乾燥ガスエソウマ抗毒素2本 協定締結 4団体	抗インフルエンザウイルス薬 261,700人分 乾燥ガスエソウマ抗毒素2本 協定締結 4団体	
	149	LPガスの確保	「LPガスの調達に関する協定」を締結し、災害発生時における緊急用LPガスの確保を図ります。	消防保安課	協定締結団体数	1団体(継続)	1団体(継続)	1団体(継続)	

基本目標Ⅴ 安全・安心な商品・サービスの確保

【重点目標1】生産から消費に至る一貫した食の安全確保

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 生産段階での食の安全確保	150	GAPの導入推進	食品安全、環境保全、労働安全等を確保するための農業生産の工程管理手法であるGAPについて、導入産地数の拡大を図るとともに、GAPの制度や事例を紹介する研修会の開催など、取組内容のレベルアップに向けた技術指導の支援を行います。	農林水産部農産課	GAP導入産地数	県版GAPの国際水準への引き上げ	県版GAPの国際水準への引き上げ完了	50産地	
	151	農薬の安全、適正使用の指導	現場における指導的な立場にある者等を対象に「農薬管理指導員」の認定研修会を実施し、農薬の適正使用を徹底します。また、農業者、防除業者等に対し農薬使用基準の遵守、飛散防止対策を徹底するとともに、農薬危害防止運動の実施、主要病害虫の発生状況把握や発生予察情報に基づく効率的な防除を進め、農薬の流通・使用における適正な取扱いを図ります。	農林水産部農産課	農薬管理指導員認定研修会開催回数	6回	農薬管理指導員認定研修会開催回数 6回	農薬管理指導員認定研修会開催回数 6回	
	152	環境保全型農業の推進	R3～R6 全国に先駆けて、昭和63年度に化学肥料・農薬(天敵を除く)を一切使わない「おかやま有機無農薬農産物」の認証制度を創設するとともに、慣行栽培に比べて化学肥料・農薬を5割以上低減する「特別栽培農産物」や概ね3割低減する「エコファーマー」など、環境保全型農業の推進に取り組んでいます。	農林水産部農産課	化学肥料・農薬の低減に取り組む面積	680ha	613ha	-	
					国際水準以上の有機農業取組面積	-	194ha	206ha	
	153	養殖衛生管理体制の整備	養殖業者に対して、魚類防疫講習会や養殖場への定期パトロール等により水産用医薬品の適正使用の指導をします。また、出荷前の養殖魚の医薬品残留検査等を行います。	農林水産部水産課	養殖場監視指導達成率 R4～養殖場指導数	64%	64.3% (27/42)	64%	
	154	貝毒発生モニタリング調査	各漁場の貝毒原因プランクトンの発生状況を確認するとともに、カキ、アサリを対象にした貝毒検査を行います。貝毒原因プランクトン及び貝毒が一定基準を超えた場合は、消費者への注意喚起や生産者に対する出荷自粛等を指導します。	農林水産部水産課	検体件数	プランクトン 940検体 貝毒検査 28検体	プランクトン 1,046検体 貝毒検査 28検体	プランクトン 940検体 貝毒検査 28検体	
	155	カキのノロウイルスモニタリング調査	漁場ごとに定期的にノロウイルス検査を実施する漁協等に対して支援を行います。ノロウイルスが検出された場合は関係機関へ注意喚起を行い、生食用出荷を自粛するよう指導します。	農林水産部水産課	調査検体数	110検体	98検体	110検体	
	156	生産段階からと畜段階におけるBSE対策	牛の肉骨粉を原料とする飼料が家畜に与えられることのないように飼料製造会社や畜産農家等への監視指導を行うとともに、と畜場における特定部位の除去を徹底します。	農林水産部畜産課 保健医療部生活衛生課	牛農場立入回数	1,164戸	3,036戸	1,036戸	
	157	高病原性鳥インフルエンザ防疫対策	養鶏農場に対しては、定期的な立入検査や衛生対策の指導を継続することにより、発生防止に努めるとともに、鳥インフルエンザウイルスのモニタリング検査を実施し、早期発見に努めます。また、発生時を想定した対応訓練を実施し、迅速な蔓延防止を行います。	農林水産部畜産課	養鶏農場立入回数 鳥インフルエンザモニタリング検査の実施回数	546戸 1,740羽	369戸 1,140羽	519戸 620羽	
	158	と畜場における枝肉等の汚染防止対策	と畜場におけるHACCPの運用状況の確認について外部検証を実施するとともに、と畜作業員の衛生意識の向上を図り、枝肉等が腸管出血性大腸菌等に汚染されないよう防止対策の徹底について指導します。	保健医療部生活衛生課	と畜場のHACCP導入状況	開場時に随時実施	開場時に適宜実施 (開場日243日)	開場時に随時実施	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 生産段階での食の安全確保	159	食鳥処理場における食鳥と体の汚染低減対策	各処理場におけるHACCPの運用状況の確認をするともに、食鳥と体(と殺し羽毛を除去したもの)のカンピロバクター汚染の実態を把握し、食鳥と体のカンピロバクター汚染の低減対策を実施します。	保健医療部生活衛生課	食鳥処理場のHACCP導入状況	大規模施設各2回 小規模施設各1回	大規模施設10回／5施設 小規模施設7回／6施設	大規模施設各2回 小規模施設各1回	
	160	全般的な食中毒対策	食品の調理・製造等を行う事業者に対し、施設の衛生管理、従事者の健康管理、手洗いの徹底、食材等の温度管理、加熱調理を行う際の十分な加熱、二次汚染の防止等、食中毒を予防するための指導を行います。	保健医療部生活衛生課	監視件数	-	5,817件	-	
2 製造から販売段階での食の安全確保	161	リスクの高い食中毒対策	腸管出血性大腸菌など重篤な健康危害が生じる食中毒や、カンピロバクター・ノロウイルスなど発生頻度の高い食中毒の対策として、監視指導等を徹底します。 牛レバー、豚肉、豚内臓の生食用としての提供を禁止し、鶏刺し、鶏生レバー等の生食用としての提供の自粛を指導します。	保健医療部生活衛生課		各保健所で実施	各保健所で実施した。	各保健所で実施	
	162	その他の原因による食中毒対策	食中毒予防の三原則が当てはまる細菌性食中毒については夏期を中心に食品関連事業者や消費者に対し啓発を行います。寄生虫や自然毒に対する食中毒については、対象者を明確にして効果的な啓発を行います。	保健医療部生活衛生課		ラジオ、NHKデータ放送、県広報資料、講習会等で啓発	ラジオ、NHKデータ放送、県広報資料、講習会等で啓発した。	ラジオ、NHKデータ放送、県広報資料、講習会等で啓発	
	163	食中毒注意報の発令	夏季における気象条件や冬季における感染症の発症状況が基準を超えた場合は、食中毒注意報を発令し、食中毒予防の注意喚起を行います。	保健医療部生活衛生課		-	2回	-	
	164	試験検査の実施	県内のスーパー等に流通している食品が基準や規格、衛生規範に適合しているか、過去のデータ等を踏まえた計画的かつ効果的な検査を実施することにより、不良食品の発見、排除に努めます。 また、製造者に対しても、定期的に検査を実施し、基準や規格、衛生規範に適合した食品が製造されているか確認します。	保健医療部生活衛生課		収去 1,740件	収去 1,898件	収去 1,745件	
	165	HACCP導入状況の確認	飲食店等の食品等事業者に対して、HACCPに沿った衛生管理の実施状況について確認を行います。また、小規模な食品等事業者を対象としたHACCPに沿った衛生管理の定着研修会等を行います。	保健医療部生活衛生課		-	各保健所で実施した	-	
	166	R3～R6 栄養教諭・学校栄養職員研修講座 R7～ 栄養教諭・学校栄養職員夏期研修会	学校給食用食材の適切な品質管理や衛生管理及び調理方法等について認識を深めるとともに、栄養教諭、学校栄養職員の資質及び技能向上を図ることを目的として実施します。	教育庁保健体育課	参加者数	120人	105人	120人	
	167	食品表示法の周知及び相談対応	表示を行う事業者に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を通じ、食品表示法の食品表示制度を周知するとともに、事業者からの相談には各担当課が窓口となって対応します。	県民生活部くらし安全安心課 保健医療部農林水産部		食品表示研修会開催回数3回(農産課)	食品表示研修会開催回数3回(農産課)	食品表示研修会開催回数3回(農産課)	
	168	表示を行う事業者への監視指導	定期的に製造施設や販売店へ立入を行い、適正な表示が行われているか、表示ミスや表示漏れを起こさない管理体制を整備しているかなどを確認します。また、原産地表示の偽装などの通報等に対しては、関係機関と連携し必要な調査を行い、事実関係に基づいて厳正に対処します。	県民生活部くらし安全安心課 保健医療部生活衛生課 農林水産部農産課	食品表示法に基づく適正表示の調査店舗数	全体で200店舗	(くらし安全安心課)84店舗 (生活衛生課)55店舗 (農産課)33店舗	全体で200店舗	
	169	試験検査による表示の点検	県内のスーパー等に流通している食品については、販売店での目視による点検だけでなく、検査によって添加物、アレルギー物質、遺伝子組換え食品の表示が適正に行われているか確認します。	保健医療部生活衛生課	収去検査件数	315件	321件	305件	
	170	米トレーサビリティ法に基づく米穀の適正流通の監視指導	米トレーサビリティ法では、米穀事業者に対して、米穀等の取引などに係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けており、米穀等の適正な流通が図られるよう監視指導します。	農林水産部農産課 県民生活部くらし安全安心課	調査施設数	10店舗(農産課) 18店舗(くらし安全安心課)	33店舗(農産課) 14店舗(くらし安全安心課)	10店舗(農産課) 18店舗(くらし安全安心課)	
	171	健康食品等の監視指導	健康食品の製造・輸入・販売業者に対する監視指導を強化し、無承認・無許可医薬品の一掃と健康食品の安全確保を図ります。 医薬品成分が含まれる可能性が考えられる痩身・強壮の効果を期待させる健康食品について、国の委託事業で実施している買上検査に加え、県独自の買上検査を実施し、医薬品成分を含有した健康食品の排除に努めます。	保健医療部医薬安全課	健康食品買上検査件数(県独自)	5件	5件	5件	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
2 製造から販売段階での食の安全確保	172	医薬品的な効能効果を標榜した健康食品等への対応	健康食品販売店舗における医薬品的な効能効果を標榜した店頭表示や広告の監視、事業者からの個別相談や県民等からの通報対応により、不適切な表示や広告の改善を指導します。	保健医療部医薬安全課	健康食品広告等の確認件数	300件	209件	300件	
	173	有害物質の汚染実態調査	食品中に残留する農薬、動物用医薬品や食品中の有害物質の汚染実態調査を継続して実施します。	保健医療部生活衛生課	有害物質の汚染実態調査件数	重金属 13件 農薬 12件 PCB 12件 カビ毒 25件	重金属 13件 農薬 12件 PCB 12件 カビ毒 25件	重金属 13件 農薬 12件 PCB 12件 カビ毒 35件	
	174	食品衛生責任者養成講習会	食品衛生責任者を対象とした講習会・オンラインの開催・講師派遣により、営業者等の食品の衛生管理や食品衛生法に関する意識・知識のレベルアップを図ります。	保健医療部生活衛生課	開催回数 参加者数	-	23回 2,653人	-	
3 消費段階での食の安全確保	175	食の安全相談窓口での対応	保健所等に設置している窓口について、県民へ周知するとともに、県民からの相談や問合せには丁寧に対応し、県民の安心につなげます。	保健医療部生活衛生課	相談件数	-	2,426回	-	
	176	健康危害の申出への対応	食品等によって健康危害を受けた等の申出を受けた場合は、速やかに調査を行い、被害の拡大防止措置を講じるなど適切に対応して不安が広がらないようにします。	保健医療部生活衛生課		-	11件	-	
	177	食品表示110番での対応	食品表示の一層の適正化を図るために設置している「食品表示110番」では、県民からの食品表示に関する様々な問合せや偽装表示など表示に関する情報を受け付けます。	県民生活部くらし安全安心課	相談件数	-	1件	-	
	178	食品の回収等の情報の公表	自主回収の着手情報や他自治体で発生した事件、事故に関係する食品が県内に流通している場合などは、県民に必要な情報を迅速に公表し、健康危害の発生防止に努めます。	保健医療部生活衛生課	「健康に重大な危害を及ぼす食品の情報の公表」の施策満足度	-	4件	-	
	179	食の安全を揺るがす事態に対する正確な情報の公表	食の安全に係る事件や事故の情報を探知した場合は、迅速に対応し、県民に対し正確な情報を伝えることで、健康危害の発生や拡大の防止に努めます。 さらに、正しい理解が進むことで、風評被害の発生も避けられるため、食の安心に与える影響を最小限に抑えることができます。	県民生活部くらし安全安心課 農林水産部 保健医療部	-	食の安全に係る事件や事故の情報を探知した場合は、迅速に対応し、県民に対し正確な情報を伝えることで、健康危害の発生や拡大の防止に努める。	-	食の安全に係る事件や事故の情報を探知した場合は、迅速に対応し、県民に対し正確な情報を伝えることで、健康危害の発生や拡大の防止に努める。	
	180	「見える化」教材を活用した衛生知識の普及啓発	手洗いチェックカーを用いた手洗い体験など、参加者が普段見えないものを「見える化」し、体験できる教材や媒体を用いた講習会を実施し、衛生知識の普及啓発を行います。	保健医療部生活衛生課	体験型講習会受講者数	全講習会の20%	799人	全講習会の20%	
	181	食の安全に関する知識の普及啓発	肉の生食や自然毒による食中毒の危険性、添加物や農薬の適正使用など安全への取組など、食に関する科学的根拠に基づいた理論や知識、最新データ等を活用し、衛生講習会等の場で普及啓発に努め、県民の正しいリスク認識につなげます。	保健医療部生活衛生課	食の安全に関する知識の普及啓発を行う衛生講習会の回数	100回	109回	100回	

【重点目標2】商品(食品以外)・サービスの安全性の確保

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 家庭用品等の安全性の確保	182	消費生活用製品の販売業者に対する指導監視	「消費生活用製品安全法」に基づき、特定製品(一般消費者の生命又は身体に対して、特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品)に係る技術基準適合マークの表示義務や特定保守製品(長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品)に係る表示義務・説明義務等に関し、販売事業者に対する立入検査等を実施し、消費者の生命・身体に対する危害の防止を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	立入検査数	5店舗	5店舗	4店舗	
	183	電気用品の販売業者に対する指導監視	「電気用品安全法」に基づき、電気製品による災害等の発生を防止するため、電気用品販売事業者への立入検査を行い、粗悪な電気製品の販売を規制します。	消防保安課	立入検査数	2件	2件	2件	
	184	液化石油ガスの販売業者に対する指導監視	一般消費家庭の事故防止を図るため、販売事業者に対し、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の適正な運用を通じ、法令遵守の徹底を指導するとともに、液化石油ガス消費者保安対策を推進します。	消防保安課	立入調査数(立入検査数)	326件	323件	318件	
	185	有害物質を含有する家庭用品の安全対策	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、基準の定められている家庭用品(繊維製品、家庭用化学製品等)について試買検査を実施します。	保健医療部生活衛生課	試買検査数	65件	65件	65件	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
2 医薬品等の安全性の確保	186	医薬品等の製造販売業者等に対する指導監視	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性を確保するため、製造から流通、市販後に至る一連の流れの中で、これら製造販売業者等に対する重点的な指導監視を行います。	保健医療部医薬安全課	立入検査数	1400	1,299	1,400	
	187	毒物劇物の製造業者等に対する指導監視	毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、これら製造業者等に対し、毒物劇物の適正保管等について指導監視を行います。	保健医療部医薬安全課	立入検査数	400	269	400	
3 サービスの安全性の確保	188	生活衛生営業施設の指導監視	関係法令に基づき、生活衛生営業施設(理容・美容・クリーニング・旅館・興業場・公衆浴場)の施設管理や衛生管理など日常管理について、指導監視を実施します。	保健医療部生活衛生課	監視件数 (理容) (美容) (クリーニング) (旅館) (興行場) (公衆浴場)	1,038 件 223件 462件 97件 199件 10件 47件	1,028 件 248件 525件 151件 191件 7件 97件	-	
4 住宅の安全性の確保	189	岡山県建築物耐震診断等事業(木造住宅耐震診断事業等)による耐震化の促進	岡山県木造住宅耐震診断マニュアル等による適正な住宅の耐震診断を実施し、それに基づく改修の促進を図ります。 木造住宅等の耐震診断(現況診断、補強計画)及び耐震改修への市町村補助事業に対し、その費用の一部を助成します。	土木部建築指導課	診断件数	306件	659件	834件	
	190	住宅性能表示制度及び住宅瑕疵担保制度等の普及・啓発	新築住宅の供給に当たっては、消費者が安心して住宅を取得できるよう、住宅性能を等級や数値で表した住宅性能表示制度や住宅事業者に保険への加入又は保証金の供託を義務付けた住宅瑕疵担保制度の情報提供に努めるとともに、事業者に対する適切な指導を行います。	土木部住宅課		-	-	-	
	191	室内空気汚染物質相談の実施	・住居環境に関する知識の普及啓発、情報提供等を目的とし、「室内空気汚染物質対策実務マニュアル」に従い、アスベスト等を含む県民からの住居環境に関する相談に対して、情報提供、助言等を行います。	保健医療部生活衛生課	相談件数	-	0件	-	
	192	高齢者在宅生活支援助成の実施	高齢者の居宅における日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅を高齢者等の居住に適するよう改造する場合の市町村補助事業に対し、その費用の一部を助成します。(政令市、中核市除く。)	子ども・福祉部長寿社会課	助成件数	191件	172件	180件	
	193	道路、住宅等の防犯指針の普及促進	平成19年3月に策定した「犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車等駐車場の構造、設備等に関する指針」及び「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の普及を促進し、犯罪の発生しにくい社会環境の整備を図ります。	県民生活部くらし安全安心課		各指針等により、犯罪の発生しにくい社会環境整備を働きかける。	各指針等により、犯罪の発生しにくい社会環境整備を働きかけた。	各指針等により、犯罪の発生しにくい社会環境整備を働きかける。	

【重点目標3】安心の定着に向けた信頼の確立

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 情報の提供	194	ホームページ等による食の安全に関する情報提供の充実	食の安全に関して、ホームページの掲載内容を充実させ、ラジオ等の広報番組、広報紙、街頭キャンペーン(スーパー等でのチラシ配布、広報車巡回)など様々な情報発信手段を用いて、効果的に情報を提供します。	保健医療部生活衛生課	街頭キャンペーン回数	(R11) 300回 (累計)	9回	(R6~R11) 300回 (累計)	
	195	ホームページ「健康おかやま21」の充実	県の健康増進計画である「第2次健康おかやま21セカンドステージ」を広く県民に普及するために開設したホームページの充実を図ります。	保健医療部健康推進課		健康おかやま21の情報発信を図るとともに関係団体が実施する健康づくりの事業についても紹介を行い充実を図る。	健康おかやま21の情報発信を図るとともに関係団体が実施する健康づくりの事業についても紹介を行い充実を図った。	健康おかやま21の情報発信を図るとともに関係団体が実施する健康づくりの事業についても紹介を行い充実を図る。	
	196	「栄養成分表示の店」登録事業	飲食店で提供しているメニュー(献立)のうち、利用頻度の高いもの5つ程度について、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量の量を表示する店舗の登録を行い、食を通じた健康づくりを推進します。	保健医療部健康推進課		事業を見直し、自然に健康になれる食環境整備の視点も取り入れたおかやまからだ晴れ食サポート事業を開始する。	登録件数 59施設	おかやまからだ晴れ食サポート事業を引き続き実施する。	
	197	薬事衛生知識の普及啓発及び医薬品等の情報伝達	「薬と健康の週間」を中心に岡山県薬剤師会等と協力して薬事衛生知識の普及啓発を図るとともに、薬に関する問い合わせに対応します。	保健医療部医薬安全課	相談・情報提供件数	「薬と健康の週間」を中心に医薬品の正しい知識を普及啓発し、保健康生の維持向上を図る。	「薬と健康の週間」期間中、街頭啓発活動や商業施設での「おくすり」相談の他、広報誌やラジオ等で啓発を行った。	「薬と健康の週間」を中心に医薬品の正しい知識を普及啓発し、医薬品の適正使用に努めるとともに保健衛生の維持向上を図る。	
	198	介護サービス情報公表システムでの情報公開	介護サービス情報公表システムを活用して、県民に対して介護サービス事業所等の情報提供を行っています。	子ども・福祉部指導監査課	情報掲載件数	2,300件	2,100件	2,200件	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R6計画	R6実績	R7計画	備考
1 情報の提供	199	食の安全サポーターへの情報提供等	食の安全サポーター(※)登録団体等へ、県から食の安全・安心情報を提供します。サポーターは、所属の組織内で情報を共有することで、正しい知識の習得や理解を深めます。 ※県民へ食に関する正しい知識や理解を深めるため、自主的に活動する企業(団体)として、登録された企業(団体)	保健医療部生活衛生課	食の安全サポーター登録団体数 食の安全サポーター情報配信回数	R11までに150団体	120団体(累計)	R11までに150団体	
2 相互理解の促進	200	リスクコミュニケーション事業の実施	リスクコミュニケーション事業を国の機関と連携して実施するとともに、リスクコミュニケーション提案型の活動に対する支援を行います。テーマについては、県民意識調査を参考にするなど、効果的に取り組みます。	保健医療部生活衛生課	リスクコミュニケーション事業実施回数	(R11) 60回(リスク提案10回、講習会での意見交換50回) (累計)	8回(ケーター提案1回、講習会での意見交換7回)	(R11) 60回(ケーター提案10回、講習会での意見交換50回) (累計)	
	201	リスクコミュニケーションの場や機会の提供等と地域への波及	関係者が食の安全確保の取組について情報提供や意見交換するための場や機会の提供、リスクコミュニケーション活動を行う者に対する支援を行います。 また、意見交換会等の参加者からその周囲の方へリスクコミュニケーションの輪が広がるよう働きかけや資料の提供等の取組を行います。	保健医療部生活衛生課	リスクコミュニケーション事業参加者から県民への伝達実施回数	-	0回	-	
	202	リスクコミュニケーションに係る食品関連事業者等の支援	食品関連事業者が、自らリスクコミュニケーションを進めるよう促します。また、食品関連事業者、消費者団体等が主体的にリスクコミュニケーションに取り組めるよう、食の安全・安心に関する資料や情報を提供するなどの支援を行います。	保健医療部生活衛生課		-	-	-	